

43. 性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定について（通知）（令和5年3月30日通知）

「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」が策定されましたので、その内容をお知らせするとともに、「生命（いのち）の安全教育」の取組の推進を改めてお願いするものです。

4 文科教第 1 9 6 1 号
令和 5 年 3 月 3 0 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
各大学を設置する学校設置会社の代表取締役
各国公私立高等専門学校長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省総合教育政策局長
藤江陽子
文部科学省初等中等教育局長
藤原章夫
文部科学省高等教育局長
池田貴城

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針の決定について（通知）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、決して許されないものです。

政府は、令和2年6月、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を策定し、令和2年度から4年度までの3年間を「集中強化期間」として対策の強化に取り組んできました。

これまでの「集中強化期間」による取組を継続・強化するため、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省の局長級を構成員とする「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」にて、令和5年度から7年度までの3年間を「更なる集中強化期間」と位置付けるとともに、同期間における関係府省の取組の方針を示すため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（以下「本方針」という。）を、別添のとおり、決定いたしました。

本方針には、文部科学省関係の取組として、わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再犯防止、学校等で相談を受ける体制の強化、「生命（いのち）の安全教育」や情報モラル教育等の推進、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」*の確実な実行等が盛り込まれています。

※3月30日付事務連絡「児童生徒等の痴漢被害への対応について（依頼）」参照

「生命（いのち）の安全教育」については、令和5年度から全国展開することとしており、これまで、別添3のとおり、教材・指導の手引きの作成、動画教材の作成、モデル事業の実施、生徒指導提要に「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む等の取組を行ってまいりました。令和5年度からは、全国フォーラムの開催等、学校現場での実践をより後押しする取組を通じ、全国展開を強力に推進してまいります。改めて、各学校や地域の状況に応じた「生命（いのち）の安全教育」の実施について、積極的な取組をお願いします。

文部科学省においても、本方針に基づいて引き続き取組を進めてまいります。各位におかれても本方針について十分了知されるとともに、引き続き、その趣旨を踏まえた教育・啓発等に取り組んでいただくようお願いします。

本方針について、各都道府県教育委員会教育長におかれては、市（指定都市を除く。）区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所管の学校及び所轄の学校法人等に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対して、国公立大学法人の長におかれては、その設置する学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人理事長及び各大学を設置する学校設置会社の代表取締役におかれては、その設置する学校に対して、厚生労働省医政局長及び厚生労働省社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対して、御周知くださるようお願いします。

- 別添1：性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針 概要
- 別添2：性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針
- 別添3：「生命（いのち）の安全教育」概要資料

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
電話：03-5253-4111（内線 3268、3073）

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（概要）

別添1

令和5年3月30日

性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

経緯

令和2年6月11日

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）

- 令和2年度～4年度を「集中強化期間」として性犯罪・性暴力対策の取組を強化。

これまでの取組と課題

○ 性犯罪に厳正かつ適切に対処するための刑事法の検討

○ 再犯防止プログラムの拡充

○ 被害申告・相談をしやすい環境の整備（警察、ワンストップ支援センター）

○ 「生命（いのち）の安全教育」の推進、社会全体への啓発等を着実に実施

一方で、依然、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要

性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」（令和5年度～7年度※の3年間）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されない。

「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく。

※ 第5次男女共同参画基本計画の目標年度

【1】刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用

- 刑事法改正に係る対応（広報啓発、支援現場職員への研修等）
- 刑事手続の運用に関する検討
- 刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護

【2】再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防

- 再犯防止対策の更なる強化等
- 地方公共団体による再犯防止施策の支援
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止（教員等・保育士に関する対応、日本版DBSの導入に向けた検討）

【3】被害申告・相談をしやすい環境の整備

- 被害届の即時受理の徹底
- 証拠採取・保管体制の整備
- 捜査段階における二次的被害の防止
- 警察における相談窓口の周知や支援の充実
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
- 学校等で相談を受ける体制の強化

【4】切れ目ない手厚い被害者支援の確立

- ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実（地域の関係機関（警察、医療機関等）との連携強化、対応能力の向上等）
- 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成
- 中長期的な支援体制の充実（困難女性支援法に基づく中長期的支援等）
- 多様な被害者支援の充実（障害者、男性等を含む様々な被害者への対応）

【5】教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

- 発達段階に応じた教育・啓発活動（生命（いのち）の安全教育の推進）
- 社会全体への啓発（若年層の性暴力被害予防月間等）

【6】新たな課題等への対応

- AV出演被害の防止及び被害の救済（AV出演被害防止・救済法の周知・広報、相談対応の支援、厳正な取締り等）
- インターネット上の性暴力等への対応（違法行為への厳正な対処、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等）
- 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行
- 被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

本方針に基づき具体的施策は毎年の「女性活躍・男女共同参画の重点方針」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針

令和5年3月30日
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

はじめに

(1) 本方針策定の経緯

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、決して許されないものである。「相手の同意のない性的な行為は性暴力」であり、「悪いのは加害者である」、「被害者は悪くない」という認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力の根絶のための取組や被害者支援を強化していく必要がある。

政府は、被害に遭った方々や支援団体等の熱心な活動によって性犯罪・性暴力のない社会の実現に向けた社会的気運が高まる中、令和2年6月、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

(以下「強化の方針」という。)を策定し、令和2年度から4年度までの3年間で「集中強化期間」として対策の強化に取り組んできた。その間、法務省の法制審議会において性犯罪に対処するための刑事法の整備に係る調査審議が進められてきたところ、政府においては、同審議会による答申を踏まえ、「暴行」・「脅迫」、「心神喪失」・「抗拒不能」要件の改正、いわゆる性交同意年齢の引上げ、公訴時効の見直し等を内容とする法律案¹及び性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為に係る罪の新設等を内容とする法律案²の立案作業を行い、令和5年3月、それぞれ閣議決定の上国会に提出したところである。また、関係府省が連携し、性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実に取り組むとともに、性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター(以下「ワンストップ支援センター」という。)における支援の充実等、被害申告・相談をしやすい環境の整備や切れ目のない手厚い被害者支援の確立のための取組を進めてきた。さらに、「生命(いのち)の安全教育」の推進や「若年層の性暴力被害予防月間」の実施等、教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防のための取組も実施してきた。これらの「強化の方針」に基づく施策は、毎年度、フォローアップを行い、その結果を男女共同参画会議の専門調査会に報告することにより、その確実な実行を図ってきた。

その一方で、性犯罪は、被害者に対し、身体的にも精神的にも極めて重い被害を与える重大な犯罪であるとの理解が浸透してきているが、被害に遭っても誰にも相談できず、適切な支援につながっていない状況も見られる。さらに、令和4年に法整備が行われたAV出演被害の防止と被害者救済の推進、若い世代にとっての身近な問題として近年顕在化しているオンライン上の性暴力やSNSに起因する性被害等の新たな課題への対応など、性犯罪・性暴力対策の更なる強化が必要となっている。

このような状況を踏まえ、これまでの「集中強化期間」による取組を継続・強化するため、令和5年度から7年度までの3年間で「更なる集中強化期間」と位置付けるとともに、同期間における関係府省の取組の方針を示すため、本方針を策定する。

¹ 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

² 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案

(2) 本方針の位置づけ

本方針は、5年間の施策の大綱を示した第5次男女共同参画基本計画（以下「5次計画」という。）³の確実な実行を図るため、5次計画の目標年度である令和7年度までの3年間において関係府省が連携して取り組むべき施策の方向性を示すものである。本方針に基づいて講ずる具体的な施策等については、毎年の中頃に策定される「女性活躍・男女共同参画の重点方針」⁴の策定過程において検討し、同重点方針において示していく。

また、性犯罪・性暴力対策は幅広い分野に渡っており、各分野において計画等が策定されている。本方針による取組は、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」⁵、「「世界一安全な日本」創造戦略 2022」⁶、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」⁷、「第4次犯罪被害者等基本計画」⁸「第二次再犯防止推進計画」⁹等において実施することとされている関連施策とも相互に連携を図りながら実行していく。

また、性犯罪・性暴力対策については、引き続き、被害当事者や被害者支援団体、有識者等の意見を伺いながら、また、「強化の方針」において示した性犯罪・性暴力の6つの特性（別添）を十分に踏まえながら行うものとする。

³ 令和2年12月25日

閣議決定

⁴ 令和4年6月3日

すべての女性が輝く社会づくり本部男女共同参画推進本部決定

⁵ 令和4年5月20日

犯罪対策閣僚会議決定

⁶ 令和4年12月20日

閣議決定

⁷ 令和5年3月30日

内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省取りまとめ

⁸ 令和3年3月30日

閣議決定

⁹ 令和5年3月17日

閣議決定

1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用

(1) 刑事法の改正に係る対応

【法務省、関係府省】

性犯罪に対処するための刑事法の整備については、令和3年9月、法務大臣 から法制審議会に法整備の在り方について諮問を行い、同年10月以降、同審議会刑事法（性犯罪関係）部会において調査審議が行われてきたところ、令和5年2月17日に答申が得られた。政府においては、同審議会による答申を踏まえ、「暴行」・「脅迫」、「心神喪失」・「抗拒不能」要件の改正、いわゆる性交同意年齢の引上げ、公訴時効の見直し等を内容とする法律案¹⁰及び性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為に係る罪の新設等を内容とする法律案¹¹の立案作業を行い、令和5年3月、それぞれ閣議決定の上国会に提出したところである。今後、同法案の国会における審議等の状況を踏まえ、適切に対応する。また、同法案の成立後は、円滑な施行のため、その内容を広く一般に周知するための広報啓発に取り組むとともに、警察やワンストップ支援センター等、被害者と接する現場職員等が適切に対応できるよう、関係府省が協力して研修の実施等に取り組む。

(2) 刑事手続の運用に関する検討

【法務省】

児童を被害者とする事案において従来から行っている代表者聴取（協同面接、いわゆる司法面接的手法を用いた事情聴取）を含め、被害者の事情聴取の在り方等について、参考となる事例や専門的知見等を踏まえ、より一層適切なものとなるよう検討を行い、可能なものから順次実施する。その一環として、参考となる事例の把握のため、精神に障害のある性犯罪被害者に対する代表者聴取の取組の試行を継続して実施し、課題の把握や、課題に対する適切な対応に努める。

(3) 刑事手続における二次被害の防止及びプライバシー保護

【法務省】

刑事手続において、性犯罪の被害者の二次被害の防止及びプライバシー保護を図る。また、被告人の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。

(4) 検察官等に対する研修の充実

【法務省】

刑事司法に関わる検察官等について、引き続き、性犯罪に厳正かつ適切に対応できるよう、毎年実施の経験年数等に応じた各種研修において、検察官に対し、大学教授（精神科医師）等を講師として、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての講義を実施する。

¹⁰ 脚注1参照。

¹¹ 脚注2参照。

2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防

(1) 再犯防止対策の更なる強化等

【法務省】

刑事施設及び保護観察所における性犯罪者に対するプログラムについて、性犯罪者処遇プログラム検討会による報告書（令和2年10月）の内容等を踏まえ、プログラムを改訂し、令和4年度から新たなプログラムを実施している。引き続き、指導者育成を進めるなどして、プログラムの充実を図る。

また、仮釈放中の性犯罪者等にGPS機器の装着を義務付けること等については、令和4年度までに諸外国の法制度・運用や技術的な知見等を把握するための調査を行ったところであり、その結果を踏まえ所要の検討を行う。

(2) 地方公共団体による再犯防止施策の支援

【法務省】

令和4年度に、地方公共団体等が活用可能な性犯罪者に対する再犯防止プログラムを開発・提供したところ、その活用が図られるよう地方公共団体等への支援を行う。

また、刑事施設及び保護観察所において、地方公共団体の求めに応じて、性犯罪者に対する再犯防止施策を行うために必要な情報の提供を行っている事例があることを踏まえ、必要な体制ができた地方公共団体に対しては、引き続き、出所者に関する情報を含め、必要な情報提供を行う。

(3) わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止

【文部科学省、こども家庭庁】

本来、こどもを守り育てる立場にある教員や保育士等が、こどもたちに対して性暴力等を行うということは断じてあってはならない。

① 教員等に関する対応

令和3年には「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）が制定され、同法及び同法に基づく基本指針等による取組を進めているところ、引き続き、各教育委員会、学校法人等に対して、様々な機会を捉えて周知・徹底を図るとともに、性犯罪・性暴力等の防止に向けた取組を一層徹底するよう指導等をしていく。また、同法に関して、児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効等した者（特定免許状失効者等）に関する情報を記録するデータベースの適切な運用を行う。さらに、特定免許状失効者等に対する教員免許状の再授与審査に関して、都道府県教育委員会における専門家の適切な確保に資するよう、職能団体等の協力も得ながら、専門家の候補者となる者の情報共有や専門家の共通理解を図る取組等、必要な支援を行うとともに、全国で統一的な運用が行われるよう必要に応じて指導・助言を行う。

② 保育士に関する対応

保育士については、令和4年6月に改正された児童福祉法に基づき、わいせつ行為を行った保育士に対する管理の厳格化を行う。また、わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できる仕組みを構築する。

③ 日本版DBSの導入に向けた検討

【こども家庭庁、法務省、文部科学省、関係府省】

教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討を加速し、こどもを性暴力等から守る環境整備を進める。

3 被害申告・相談をしやすい環境の整備

(1) 被害届の即時受理の徹底

【警察庁】

性犯罪に関して被害の届出がなされた場合には、被害者の立場に立ち、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除いて、即時に受理することを引き続き徹底するとともに、被害届受理時の説明によって、被害者に警察が被害届の受理を拒んでいるとの誤解を生じさせることがないよう必要な指導を行う。

(2) 証拠採取・保管体制の整備

【警察庁、内閣府、厚生労働省】

当初は警察への届出を躊躇した被害者が、後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、全ての都道府県において、警察、ワンストップ支援センター、医療機関が連携し、被害者の希望に応じ、証拠の採取・保管を行うことができる体制を整備する。

(3) 捜査段階における二次被害の防止

【警察庁】

各都道府県警察の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を引き続き推進し、被害者の希望する性別の警察官が対応することにより、捜査段階における被害者の精神的負担の緩和に努める。また、被害者の心情やプライバシーに十分配慮した対応を取ることができるよう、性犯罪指定捜査員を指定するとともに、警察官等を対象とした実効性のある研修を実施する。

(4) 警察における相談窓口の周知や支援の充実

【警察庁】

各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」について、引き続き、「女性に対する暴力をなくす運動」等を通じ、更なる周知を図る。

また、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費や、性犯罪被害者を含む犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料又はカウンセリング料について、できる限り全国的に同水準の公費負担の支援がなされるよう、都道府県警察に対し必要な指導を行う。

(5) 被害者がワンストップ支援センター等につながるための取組

【内閣府、関係府省】

ワンストップ支援センターは、被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを総合的に行うことができる機関であり、全ての都道府県に設置されている。性暴力の被害者が速やかにワンストップ支援センターに相談できるよう、引き続き、関係府省が協力してその周知等に努める。

①ワンストップ支援センターの更なる周知

【内閣府、警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

性暴力の被害者がワンストップ支援センターに速やかにつながることを重要であることを広く周知する。特に、医療機関、学校、警察等を含む地域の多様な機関への周知徹底を図ることにより、当該機関に相談した被害者が、ワンストップ支援センターにつながることをできるようにする。また、被害の潜在化を防ぐため、毎年4月に実施している「若年層の性暴力被害予防月間」等を通じ、全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」の更なる

周知を図る。

②多様な被害者に寄り添う相談方法の展開

【内閣府】

若年層、障害者、外国人を含む多様な相談者が利用しやすいよう、ワンストップ支援センターにおけるメール相談、SNS相談、オンライン面談、手話、外国語通訳の活用等の取組を推進する。また、誰もが通話料の負担なく、最寄りのワンストップ支援センターに相談できるよう全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」の通話料を令和4年11月から無料化したところであり、その利用状況や効果等も踏まえ、今後の運用について検討を行う。さらに、国による性暴力被害者のためのSNS相談事業については、その実施状況等を踏まえて今後の在り方を検討し、引き続き、多様な被害者が相談しやすい環境の整備を図る。

③24時間・365日対応の推進

【内閣府】

性犯罪・性暴力は、夜間休日を含めた緊急対応が必要になることから、都道府県等によるワンストップ支援センターの24時間365日化の取組を引き続き推進する。また、令和3年10月からは、夜間休日の対応が困難なワンストップ支援センター等への対応として「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」事業を実施してきたところ、その利用状況等も踏まえつつ、被害に遭った方が、全国のどこでも夜間休日を含めて相談ができ、適切な支援が受けられるようにする観点から必要な施策等を検討し、実施する。

④相談・支援へのアクセスの確保

【内閣府】

ワンストップ支援センターは、平成30年に全都道府県に設置されたところであるが、多くの都道府県において1か所にとどまっており、被害者の所在地からの距離が遠いなどにより、必要な相談・支援を受けることが容易ではないことが指摘されている。引き続きワンストップ支援センターの増設等に係る検討を促すとともに、連携拠点等の整備、関係機関の連携の強化、オンライン面談の活用等による対応など、地域の実情等に応じて、より相談・支援にアクセスしやすい環境が整備されるよう必要な取組を検討し、実施する。

(6) 学校等で相談を受ける体制の強化

【文部科学省】

教育相談体制の強化のためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を引き続き促進するとともに、性犯罪・性暴力の被害に遭った児童生徒等からの相談に適切に対応することができるよう、教育委員会等に対し性被害を含む相談対応に関する周知を図る。

4 切れ目のない手厚い被害者支援の確立

(1) ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実

① 地域における関係機関とワンストップ支援センターの連携強化

【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

ワンストップ支援センターは、地域における被害者支援の中核的な組織と位置付けられるものである。ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、相談支援、同行支援、自立支援等を総合的に提供し、また、必要に

じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、ワンストップ支援センターと、警察、病院（医師、看護師等）、弁護士、婦人相談所、婦人保護施設、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関との連携の強化を図る。

（警察との連携）

性犯罪・性暴力被害者支援において、ワンストップ支援センターと警察との連携は重要である。被害者の希望に応じて、警察への被害申告等に係る支援を円滑に実施し、被害者支援に必要な情報の共有や意思疎通を図るなど、更なる連携を推進する。

（医療機関との連携）

性犯罪・性暴力被害者の支援において、病院（産婦人科、精神科等）との連携は重要である。中核的病院をはじめとした医療機関や医師との連携等について、更なる推進を図る。

（こどもの被害に関する連携）

こどもの性暴力被害・性的虐待に対し、保育園、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等から、必要に応じてワンストップ支援センターへの支援要請が行われ、その専門的知見も活用しながら連携して対応することができるよう、ワンストップ支援センターと関係機関との連携体制の構築を進める。

②ワンストップ支援センターの支援体制の整備と対応能力の向上等 【内閣府】

ワンストップ支援センターの運営の安定化と必要な人員の確保等を図るため、引き続き、性犯罪・性暴力被害者のための交付金等により、都道府県等に対する必要な支援を行う。特に、ワンストップ支援センターにおける支援の質の維持・向上のためには、相談員等の安定した雇用環境が不可欠である。このため、都道府県等が交付金の活用により、ワンストップ支援センターの安定的な運営を図るとともに、コーディネーター、相談員、事務職員等について常勤化を図る等、適切な処遇により職業として確立できるよう支援する。

また、全国のワンストップ支援センターにおける相談支援の水準の向上等に資するため、支援状況に関する調査等を継続的に行うとともに、共通相談票の導入や、支援員の役割や専門的知見への地域における評価の確立を図る取組等を含め、国内外の先進事例等も踏まえつつ必要な施策を検討し、その実施を図る。

さらに、全国のワンストップ支援センターがネットワークを構築できる会議の開催等により、地域における関係機関との連携等に関する好事例を横展開するなど、ワンストップ支援センター間において、相互の連携及び学び合いを促進する。

③相談員の支援能力・専門性の向上のための研修の実施 【内閣府、警察庁、関係府省】

ワンストップ支援センターにおける相談員や関係機関の対応能力の向上のための研修は不可欠である。このため、各都道府県等による取組を促すとともに、国においても、相談員、センター長・コーディネーター、行政職員、医療関係者に対する研修の充実に努める。また、オンライン研修教材について、支援に必要な基本的知識から新たな課題まで包括的に学習できるよう一層の充実を図る。さらに、関係法令の改正がなされた際は、ワンストップ支援センターの職員等が改正内容について十分に把握した上で適切な対応ができるよう、関係省庁の協力を得て十分な研修を実施する。併せて、障害者や男性等を含め、様々な被害者への適切な対応や支援について学べるよう研修教材を作成、提供する。

さらに、ワンストップ支援センターと警察を含む関係機関の連携強化のため、合同の研修や講師の相互派遣等の取組を促す。

(2) 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成

①拠点となる医療機関等との提携の推進

【内閣府・厚生労働省】

性犯罪・性暴力被害者に対する医療的支援の更なる充実のため、各地域において、病院へのワンストップ支援センターの設置、中核的病院をはじめとした医療機関等との提携等の推進を図る。特に、中長期的な関係の構築を見据えて公立病院や公的病院へのワンストップ支援センター設置や提携を含め、関係強化を図る。

②性犯罪・性暴力に関する専門知識を有する医療人材の養成

【厚生労働省】

性犯罪・性暴力被害者の支援においては、被害者の健康回復、被害の拡大防止、犯罪事実の一部の特定を行う医療関係者の役割が極めて重要であることから、地域において性暴力被害者の支援を行う医療関係者等の専門家を育成するためのOJTを含む実技研修等を実施する。また、トラウマを抱えた被害者からの相談が少なくないものの、地域において対応できる医師の不足が課題として指摘されていることから、必要な治療を行える医師等の専門職の育成を促進するとともに、適切な処遇について検討を行う。

(3) 中長期的な支援体制の充実

①困難女性支援法に基づく中長期的支援

【厚生労働省、内閣府】

性的な被害を含む様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性の支援を目的として、令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）が制定された。同法の施行（令和6年4月）に向けて着実に準備を進める。

同法及び同法に基づく基本方針に基づき、支援調整会議の場に関係機関が参画することによる連携体制の構築及び研修等を通じた日頃からの認識共有等に取り組む。また、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害による心的外傷等を抱えている者の場合は同被害の対応について専門的な知見を有し、被害直後からの支援を総合的に行うワンストップ支援センター等の支援機関との連携を図る。

② 法的支援の充実

【法務省】

性犯罪等の犯罪被害者の経済的な負担を軽減するため、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助の在り方等について検討する。

(4) 多様な被害者支援の充実

【内閣府、警察庁、法務省】

警察、検察、ワンストップ支援センターなどの関係者が、障害者や男性等を含め、様々な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、関係機関において協力しつつ、相談支援の実情等を踏まえた研修を実施する。

5 教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

(1) 発達段階に応じた教育・啓発活動

【文部科学省、こども家庭庁】

①「生命（いのち）の安全教育」の取組の推進

性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要である。そのためには、こどもたちに、そして、社会に①生命（いのち）の尊さや素晴らしさ、②自分を尊重し、大事にすること（被害者にならない）、③相手を尊重し、大事にすること（加害者にならない）、④一人一人が大事な存在であること（傍観者にならない）のメッセージを強力に発信し続けることが重要である。このため、発達段階に応じ、就学前の教育・保育を含め、学校等において、引き続き、「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進する。

②教職員等への研修

教職員等への研修の充実等のため、教育委員会等に対し、本方針等の周知を図る。

③性差別意識の解消

こどもたちの指導に役立つプログラムの開発・普及を通じ、引き続き、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図る。

④学校等における教育や啓発の内容の充実

＜小学校・中学校＞

・防犯教室等の講師となる教職員に対する指導法等の講習会を実施し、その講習を受けた教職員が児童生徒に対して安全教育を実施する。

＜小学校高学年・中学校＞

・指導者セミナー等を通して学校における情報モラル教育を推進する。

＜高校・大学等＞

・通知の周知等により、性暴力等の防止に向けた各大学等の取組を促す。

(2) こどもの犯罪被害防止対策の実施

【警察庁、文部科学省】

こどもの性犯罪・性暴力の被害において、インターネットの利用に伴うものが多くみられることを踏まえ、文部科学省と警察庁が共同で、こどもの犯罪被害防止対策を周知するため、具体的な犯罪被害事例や犯罪手口を盛り込んだリーフレット等を作成し、広報啓発活動を推進する。

(3) 社会全体への啓発

【内閣府、こども家庭庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

性犯罪・性暴力の根絶のためには、それが個人の尊厳を著しく踏みにじる許されない行為であることについて、社会全体で認識を共有する必要がある。そして、「相手の同意のない性的な行為は性暴力」であり、「悪いのは加害者である」、「被害者は悪くない」ということや、誰もが加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう社会全体で取り組む必要があることなどについて、「若年層の性暴力被害予防月間」（毎年4月）や「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日から25日）を通じて、地方公共団体、学校、関係機関等との連携の下で徹底した広報活動を展開し、啓発を強化する。

6 新たな課題等への対応

性犯罪・性暴力の被害をめぐる状況は、デジタル技術の進展を始めとする急速な社会の変化等に伴い、日々刻々と変化している。昨今の状況を踏まえ、本方針に新たに記載することとした以下の事項を含め、現状を適切に把握しつつ、迅速に対応していくことが求められる。本方針を取りまとめた関係府省会議の構成府省が一体となり、また、当該分野に関わりの深い他の省庁とも緊密に連携しながら、毎年度の女性活躍・男女共同参画の重点方針の策定等を通じて、必要な施策を立案・実行していく。

(1) AV出演被害の防止及び被害者の救済 【内閣府、警察庁、法務省、関係府省】

AV出演被害の問題は、被害者の心身や私生活に将来にわたって悪影響を与える重大な人権侵害である。令和4年6月に制定されたAV出演被害防止・救済法¹²により、出演被害の防止と被害者の救済が適切に図られるよう、同法の趣旨や契約の特則等について引き続き周知を図るとともに、出演契約について無条件で解除できること等について、SNSの活用等による集中的な広報を実施する。また、出演被害の相談窓口となるワンストップ支援センターにおいて、被害者の心身の状態及び生活の状況等に配慮した適切な支援が行われるよう、相談対応や法的支援に係る取組等を促進する。さらに、関係機関等の協力を得て、差止請求や拡散防止に係る措置に関する支援の充実に取り組む。

また、警察においては、AV出演被害防止・救済法等に基づき、相談者の心情等を十分に酌み取りつつ、必要な聴取を行い、犯罪行為が認められる場合には厳正な取締りを行うとともに、相談者の必要に応じ、ワンストップ支援センター等と連携して支援を行う。

¹² 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和4年法律第78号）

(2) インターネット上の性暴力等への対応

①違法行為への厳正な対処

【警察庁、法務省、関係府省】

児童買春・児童ポルノ等に関する被害の問題については、関係法令の適用により、違法行為に対して、事案に応じたより一層厳正な対処を行う。また、リベンジポルノやいわゆるディープフェイクポルノ等に関しては、事案に応じて各種法令を適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する。

②児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進

【警察庁】

サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンター、匿名通報事業等に寄せられた通報を通じて児童ポルノ画像等の違法情報等の把握に努め、把握した違法情報等については、警察又はインターネット・ホットラインセンターからサイト管理者等に対して削除依頼を実施する。

③ SNSに起因する被害の防止

【警察庁】

SNSに起因する事犯を防止するため、こどもの性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を引き続き推進する。また、本取組に際しては、AI技術の活用やボランティアとの連携等、より効果的な手法の導入を検討する。

④安全・安心な利用のための教育・広報啓発

【警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、関係府省】

インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。

特に、自画撮り被害（だまされたり、脅かされたりして若年層・児童生徒等が自分の裸体等を撮影し、メール等で送られる形態の被害をいう。）を防止するため若年層、児童生徒等や保護者に対する教育・啓発等の包括的な対策を総合的に推進する。

(3) 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行

【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、関係府省】

痴漢は重大な性犯罪である。痴漢の撲滅に向けて、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」において取りまとめた痴漢を防ぐ取組、加害者の再犯を防ぐ取組、被害者を支える取組、社会の意識変革を促す取組等に関する施策について、関係府省の連携の下で確実に実行する。

(4) 性犯罪・性暴力被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

【内閣府、警察庁、法務省、関係府省】

性犯罪・性暴力被害者や支援者等の声は、性犯罪・性暴力の根絶に向けた社会的気運の醸成に大きな役割を果たしてきた。性犯罪・性暴力の被害者や支援者等に対して、インターネット上等での誹謗中傷が行われることにより、その尊厳が損なわれたり、活動への支障等により性犯罪・性暴力の根絶に向けた歩みが妨げられるようなことはあってはならない。あらゆる機会を通じ、こうした姿勢を発信すること等により、性犯罪・性暴力被害者や支援者等への誹謗中傷行為を許さない社会規範の形成に努め、その防止を図る。

また、刑罰法令に触れる行為が認められる場合には、個々の事案の具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき厳正に対処する。

7 方針の確実な実行**(1) 本方針の実行と周知**

本方針については、令和7年度末までの「更なる集中強化期間」において、各府省で必要な制度改正や予算確保を通じて施策の充実を図るとともに、性犯罪・性暴力に対応する現場において当該施策に係る取組を徹底する。また、地方公共団体や関係機関に対して、本方針及びこれに基づく各府省の具体的取組について周知を行う。

(2) フォローアップ等

本方針の実施にあたっては、毎年度、進捗状況等についてフォローアップを行う。その結果については、翌年の女性活躍・男女共同参画の重点方針の策定や令和7年に見込まれる第6次男女共同参画基本計画の策定において活用する。

また、本方針の実施やフォローアップにあたっては、令和5年度に実施予定の「男女間の暴力における調査」その他の調査等を活用し、性暴力被害の実態の的確な把握に努めるとともに、被害者支援に携わる方々（支援団体やワンストップ支援センター等）や有識者等からの意見を継続的に聴き、また、先行して様々な取組を行っている地方公共団体の取組も参考としていく。

性犯罪・性暴力の特性

(「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」抜粋)

- 性犯罪・性暴力は、被害者の人としての尊厳を傷付け、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることが多いこと。レイプ被害者の半数程度がPTSDの症状を抱えるとも言われており、日常生活に深刻な影響を及ぼすこと。
- 被害者が勇気を出して相談しても、二次被害が生じ、被害を誰にも話さなくなり、社会が被害の深刻さに気付かず、無知、誤解、偏見がそのまま温存されるといった悪循環に陥っている場合があること。
- 加害者の7～8割が顔見知りであるとの調査結果もあり、特にこどもは、親、祖父母やきょうだい等の親族や、教師・コーチ、施設職員等、自分の生活を支えている人や友好的だと思っている人からの被害を受けることや、被害が継続することも多いところ、このような相手からの被害や、継続的な性被害を受けている最中である場合には、被害を他人には言えない状況があること。
- 同じ加害者による類似の性犯罪・性暴力事案が何度も繰り返される例が少ないこと。
- 障害者が被害を受けることが多い一方で、被害が潜在化しやすいという指摘があること。
- 男性やセクシュアルマイノリティが被害に遭った場合、被害を申告しにくい状況があること。

「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引き等について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

教材・指導の手引き等の内容

- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。
- ・教材動画、教員研修用動画を作成。

（教材の主な内容）



【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。

教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



幼児向け教材例

みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



いろんなひとに
みせること
じゃないんだね！

くら・かお もだいじだよ！



中学生向け教材例

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な関係の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

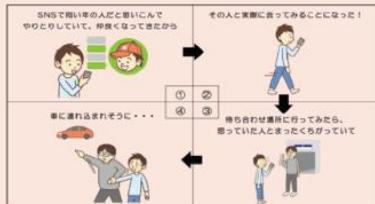
どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力	精神的暴力	性的暴力	経済的暴力
<ul style="list-style-type: none"> ・暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。 ・殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行方もDVです。 	<p>こんな思い込みをしていますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> 相手を抱かすのが、束縛したりするのことが愛情表現 愛の強さは暴力は行われる 男は強引なほうがいいのは常識、女は弱さ 	<p>親しい関係でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分がいやだと思ったことはいやと言え ・相手がいやがることはしない 	

小学生向け教材例

SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は
本当に信らしいいい人なのかな？



高校生向け教材例

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切に、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切に

相手を大切に

暴力をゆるさない

SNS等を通じた被害を例にすると...

自分の下着部や顔の写真を送ったり、送らない

相手の下着部や顔の写真を送らせたり、SNSに投稿したりしない

誰かの性的な写真が送られてきたら、そのまじにしないで、信頼できる人に相談しましょう



生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）における「生命（いのち）の安全教育」の記載について

- ・「生徒指導提要」とは、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等**について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書**として作成したもの。
- ・平成22年に初めて作成して以降、いじめ防止対策推進法等の関係法規の成立など学校・生徒指導を取り巻く環境は大きく変化するとともに、生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況を踏まえ、**生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理し、今日的な課題に対応していくため、12年ぶりの改訂を行い、令和4年12月に公表。**

「生命（いのち）の安全教育」の関連箇所

「第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導－第12章 性に関する課題」(P255～P261)

12.3 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造

<ポイント>

性犯罪・性暴力に関する対応について、生徒指導の観点から整理

○該当箇所抜粋



<図19 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造>

・・・発達支持的生徒指導としては、各教科の学習や人権教育等を通して、「多様性を認め、自他の生命や人権を尊重することができる人」に育つように働きかけます。

課題未然防止教育としては、各教科や道徳科、学級・ホームルーム活動等において、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施します。

課題早期発見対応としては、健康観察等から問題の予兆を見逃さず、気付いたら被害者の安全確保を第一に迅速な対応を行います。問題が深刻化している場合には、学校内外の連携に基づき「チーム学校」として、組織的な指導・援助を行うことになります。

12.3.1 「生命（いのち）の安全教育」による未然防止教育の展開

<ポイント>

・「**生命（いのち）の安全教育**」を推進する基盤として、**安全で安心な学校環境をつくることも不可欠とし、「生命（いのち）の安全教育」の目標及び各発達段階に応じたねらいを示す。**

・**児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえ、適切に「生命（いのち）の安全教育」を実施するための留意事項を示すとともに、未然防止教育における具体的な取組を示す。**

○該当箇所抜粋

段階	ねらい
幼児期	幼児の発達段階に応じて自分と相手の体を大切にできるようにする。
小学校（低学年）	自分と相手の体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようになる。また、性暴力の被害に遭ったとき適切に対応する力を身に付けることができるようになる。
小学校（高学年）	自分と相手の心を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようになる。また、性暴力の被害に遭ったとき適切に対応する力を身に付けることができるようになる。
中学校	性暴力に関する正しい知識をもち、性暴力が起きないようにするための考え方や態度を身に付けることができるようになる。また、性暴力が起きたとき適切に対応する力を身に付けることができるようになる。

未然防止教育では、どのような被害が起きるのかを正しく理解することが出発点になります。その上で、自ら考え、相手の意思を尊重した行動がとれるような態度や姿勢を身に付けることができるように働きかけます。具体的には、次のような取組を行います。

- ・幼児期や小学校低学年の早い時期から、他の人の水着で隠れる部分を見たり触ったりすること、口や体に触れることは、相手に不快感をさせることであることを、発達を踏まえ、分かりやすく指導する。
- ・小学校高学年や中学校の段階では、裸の写真を撮らせる・送らせることは、性的加害であり犯罪を含む危険があることを理解させる。
- ・中学校や高校の段階では、「デートDV」等を例に挙げ、親密な関係でも相手が嫌というとはしない、という認識の醸成に向けた指導を行う。

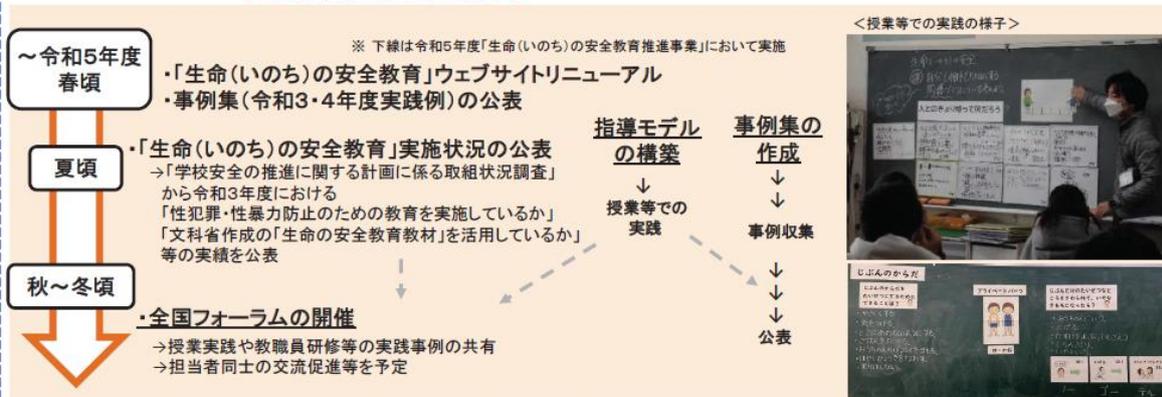
「生命（いのち）の安全教育」の今後の展開について

令和2年度から令和4年度までの取組：教材・指導の手引きの作成、動画教材の作成、モデル事業の実施を通じ、

「生命（いのち）の安全教育」の導入に参考となるコンテンツの作成・普及による環境整備

- 教材・指導の手引きの作成・公表（令和3年4月）→教材等を活用した指導モデルの作成（令和3年度～）・事例集の作成（令和4年度～）
- 動画教材の作成・公表（令和4年6月）、教員向け研修動画の作成・公表（令和4年11月）
- 生徒指導提要の改訂にあたり、性犯罪・性暴力に関する対応として「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む（令和4年12月）

今後の取組：これまでの取組を継続しつつ、学校現場での実践をより後押しする取組を通じ、全国展開を強力に推進



上記の他、各種会議等を通じ、教育委員会等に向け「生命（いのち）の安全教育」の実施のための働きかけを随時行う。

44. 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（抄）（令和3年6月11日通知）

この度、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）が公布されましたので、その概要等について通知します。

3文科教第268号
令和3年6月11日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長 殿
附属学校を置く各国公立大学長
各文部科学省所轄学校法人理事長
教職課程を置く各国公私立大学長
教職課程を置く各指定教員養成機関の長

文部科学事務次官
藤原 誠

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（通知）【抄】

この度、第204回国会において、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号。以下「法」という。）が成立し、令和3年6月4日に公布されました。

この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的としており、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

法においては、対象となる児童生徒等や児童生徒性暴力等の定義等のほか、児童生徒性暴力等の禁止、基本理念、国、地方公共団体、任命権者等、学校の設置者、学校及び教育職員等の責務、児童生徒性暴力等を理由として教員免許状が失効した者（以下「特定免許状失効者等」という。）のデータベースの整備や教育職員等・児童生徒等に対する啓発を含む教育職員等による児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置とともに、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関しては、改善更生の状況などその後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められる場合に限り認められることとする教育職員免許法の特例等について規定されています。

また、法ではこれらに関して、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的か

つ効果的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を文部科学大臣が定めることが規定されています。

衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会においては、別添④及び⑤のとおり決議が付されています。

文部科学省においては、今後、法や、提案者から提案理由説明で明確にされた、教員による児童生徒に対する性暴力等は、児童生徒の権利を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷などの影響を与えるものであり、決して許されるものではなく、児童生徒に対するわいせつ行為を行った教員が教壇に戻ってくるという事態はあってはならない旨の立法趣旨及びこれらの決議を十分に踏まえ、基本指針の策定をはじめとして、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な施策を通じ、児童生徒等の権利利益の擁護に資するよう、取組を一層推進してまいります。

各地方公共団体等におかれても、法の意義等を御理解の上、また、今後国が定める基本指針等も十分に踏まえ、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の推進を図っていただくようお願いいたします。また、法が施行されるまでの間であっても、法の趣旨等や「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について」（令和3年4月9日付け3文科初第45号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知）等を踏まえ、児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組を進めるとともに、児童生徒性暴力等を行った教員について厳正に対応いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては域内の市区町村（指定都市を除く。）及び所轄の学校法人等（文部科学省所轄の学校法人を除く。）に対して、各国公立大学長におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いいたします。

（別添）

- ①教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 概要
- ②教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律のあらまし（令和3年6月4日付け官報）
- ③教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）
- ④教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件（衆議院文部科学委員会）
- ⑤教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する附帯決議（参議院文教科学委員会）

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

TEL：03-5253-4111（内線4407）

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案 概要

目的

児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

「児童生徒性暴力等」に該当する行為として、現在の運用上、児童生徒等に対するわいせつ行為等として懲戒免職処分の対象となり得る行為を列挙。

(※刑事罰の対象とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。)

「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒・18歳未満の者をいう。

禁止行為

教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

理念
責務等

◎基本理念 (施策の推進に当たっての**基本的認識**、児童生徒等の**安心の確保**、**被害児童生徒等の保護**、**適正かつ厳格な懲戒処分等** 等)

◎国等の責務 (国・地方公共団体・任命権者等・学校の設置者・学校・教育職員等)

◎法制上の措置等 について規定



基本指針

文部科学大臣は、基本指針を策定。

防止に関する措置

- ① 教育職員等に対する啓発
- ② 児童生徒等に対する啓発
- ③ データベースの整備等
- ④ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会

早期発見
対処に関する措置

- ① 早期発見のための措置
- ② 学校への通報、警察署への通報等
- ③ 専門家の協力を得て行う調査
- ④ 児童生徒等の保護支援等
- ⑤ 教育職員等以外の学校で働く者の児童生徒性暴力等への対処

再免許の特例

◎児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが相当である場合に限り、再免許を授与することができる。

※ 児童生徒性暴力等を行ったことで**免許失効等となった者は**、現行の教育職員免許法の欠格期間経過後、上記の**厳しいルール**に基づき再免許授与の可否を判断。

施行期日

◎一部の規定を除き、公布の日から起算して一年以内に施行

検討

◎教育職員等以外の児童生徒と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等の体制の在り方、児童生徒と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討

◎3年後の見直し

45. 子供や若者を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の教材等
について（令和3年4月16日通知）

3 文 科 教 第 9 6 号
令 和 3 年 4 月 1 6 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 国 公 私 立 大 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 長
義 本 博 司
(公印省略)
文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長
瀧 本 寛
(公印省略)
文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 長
伯 井 美 徳
(公印省略)

子供や若者を性暴力の当事者にしないための
「生命（いのち）の安全教育」の教材等について（通知）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

令和2年6月に政府が決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（以下「強化の方針」という。）では、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」を推進することとされ、わかりやすい教材や啓発資料、手引書等を作成、周知し、令和3年度から4年度にかけて、地域の実情に応じて段階的に教育の現場に取り入れられるようにするとされております。

また、高等教育機関においても新入学生への周知を行うことで理解の促進を図ることが求められております。

このため、文部科学省と内閣府が協力して、「生命（いのち）の安全教育」を実施する際に活用できる発達段階に応じた教材や啓発資料及び指導の手引き等を作成しました。本教材等は文部科学省ホームページからダウンロードが可能です。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

については、各位におかれても本教材等について十分了知されるとともに、強化の方針の趣旨を踏まえた教育・啓発の強化に向けた本教材等の積極的な活用について御協力をお願いします。

本教材等について、各都道府県教育委員会教育長におかれては、市（指定都市を除く。）区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所管の学校及び学校法人等に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対して、国公立大学法人の長におかれては、その設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれては、その設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体の長及び文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれては、その設置する学校に対して、大学を設置する学校設置会社の代表取締役におかれては、その設置する大学に対して、厚生労働省医政局長及び厚生労働省社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対して、御周知くださるようお願いします。

（参考）ダウンロード可能な教材等

①教材、啓発資料

(1) 幼児期

(2-1) 小学校(低・中学年)

(2-2) 小学校(高学年)

(3) 中学校

(4) 高校

(5) 高校(卒業直前)・大学・一般〔啓発資料〕

②指導の手引き

③保護者向け案内ひな形

④生命(いのち)の安全教育概要資料〔別添資料〕

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

電話:03-5253-4111(内線 3268、3073)

生命（いのち）の安全教育について

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。令和2年6月に政府の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されました。

性犯罪・性暴力の根絶に向けて、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていきます。

この方針を踏まえ、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進することになりました。ついては、教職員各位におかれても「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」について十分了知されるとともに、生命の安全教育の趣旨を踏まえた教育・啓発の強化等について御協力をお願いいたします。

1. 生命の安全教育 概要

- ・ 発達の段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を実施します。
- ・ 具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に
する考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。

対象

幼児（就学前の教育・保育）、小学校、中学校、高校、大学等

※特別支援教育では、障害のある児童生徒等の個々の障害の状態や特性及び発達の状態等を踏まえた指導を実施。

実施方法

児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえて、教材・指導の手引きを活用しつつ、生命の安全教育を実施。

このほか、学校教育活動全体で性暴力被害防止に向けた取組も実施。

2. 教材・指導の手引きの内容

- ・ 文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成しました。
- ・ 指導の手引きには、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示しています。
- ・ 児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて本教材を活用することが可能です。
なお、各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容等を踏まえた上で、適切に使用するようご留意ください。
- ・ 生命の安全教育に関する保護者への案内例も作成しました。保護者や地域の人材等の理解を得ながら、教育の推進をお願いいたします。

主な教材の内容

 <p>【幼児期】 ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない ・いやな触られ方をした場合の対応 等</p>		 <p>【高校】 ・自分と相手を守る「距離感」について ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示） ・二次被害について ・性暴力被害に遭った場合の対応 等</p>	
 <p>【小学校】 ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしない ・いやな触られ方をした場合の対応 ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等</p>		 <p>【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】 ・性暴力の例 ・身近な被害実態 ・性暴力が起きないようにするためのポイント ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等</p>	
 <p>【中学校】 ・自分と相手を守る「距離感」について ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示） ・性暴力被害に遭った場合の対応 等</p>		 <p>【特別支援教育】 ・小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。</p>	

各段階の教材・指導の手引きは、以下のサイトよりダウンロードできます。各学校において、授業等での教材の投影・配付等をお願いいたします。
文部科学省ホームページ：「性犯罪・性暴力対策の強化について」
(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

3. 教材例

- 各校や地域の状況等に応じて適宜内容の加除、改変も可能。
- 幼児向け教材は、プール等の生活の中の場面を捉えて、教材を切り分けて使用。
- 中学生・高校生向け教材には、登場人物がどのように行動すればよかったのかを考えるワークも実施可能な事例を掲載。

幼児向け 教材例



中学生向け 教材例



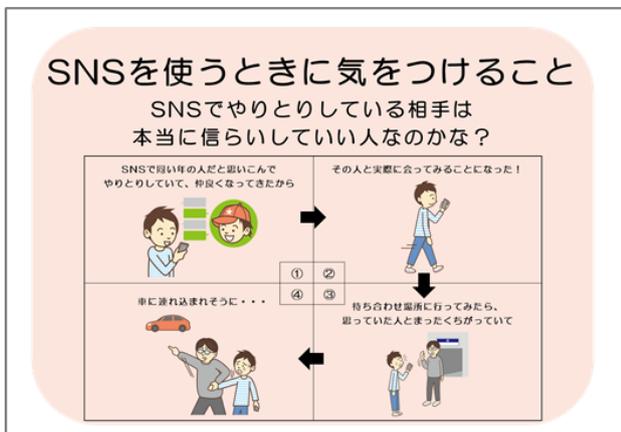
小学生（低・中学年）向け 教材例



高校生向け 教材例



小学生（高学年）向け 教材例



高校生（卒業直前）・大学生・一般向け 啓発資料例

(※生徒等の状況等を踏まえ、必要に応じ指導)



46. 「生命（いのち）の安全教育」に関する教員向け研修動画の公開及び児童生徒向け動画教材の活用等について（周知）（令和4年11月11日事務連絡）

子供たちを性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の教員向け研修動画を公開しましたので、1人1台端末等による児童生徒向け動画教材の活用等と併せてお知らせします。

事 務 連 絡
令和4年11月11日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 担 当 課

各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 担 当 課

各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課

各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課

各 都 道 府 県 子 ども ・ 子 育 て 支 援 新 制 度 担 当 課 御 中

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

附属学校を置く各国立大学法人附属学校担当課

高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課

高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課

独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文 部 科 学 省

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

初等中等教育局健康教育・食育課

「生命（いのち）の安全教育」に関する
教員向け研修動画の公開及び児童生徒向け動画教材の活用等について（周知）

文部科学省では、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身に付けるための「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。

令和3年4月には、内閣府と連携し、発達段階に応じた教材や啓発資料及び指導の手引き等を作成・公表しましたが、この度、独立行政法人教職員支援機構の「校内研修シリーズ」において、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を作成・公開しました。教育委員会主催の研修会、各学校の校内研修等で積極的に御活用ください。

また、令和4年6月には教材及び指導の手引きに対応した児童生徒向けの動画教材も公開しておりますので、併せてお知らせします。児童生徒の1人1台端末等で動画教材をご活用いただくことで、授業等における取組の充実や家庭等における学習も含めた効果的・効率的な学習の実施が考えられるため、積極的に御活用ください。

加えて、学校における性に関する指導については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じて、学校の教育活動全体を通じて指導いただいているところです。具体的な指導に当たっては、例えば、小学校体育科の体の発育・発達についての学習、中学校保健体育科の心身の機能の発達についての学習、中学校特別活動の思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応についての学習などに関連付けて、必要に応じて、「生命（いのち）の安全教育」の教材等を御活用いただき、児童生徒が性に関して正しく理解し適切な行動を取れるよう、学習指導要領に基づく着実な指導に努めていただくようお願いいたします。

(参考：性に関する指導の主な記述箇所)

○小学校学習指導要領

第2章第9節体育の第2〔第3学年・第4学年〕2G(2)ア(イ)及びイ第6章特別活動の第2〔学級活動〕2(2)ウ

○中学校学習指導要領

第2章第7節保健体育の第2〔保健分野〕2(1)ア(オ)及びイ、(2)ア(イ)及びイ第5章特別活動の第2〔学級活動〕2(2)イ、ウ

○高等学校学習指導要領

第2章第6節保健体育の第2款第2保健の2(1)ア(イ)及びイ、(3)ア(ア)及びイ第5章特別活動の第2〔ホームルーム活動〕2(2)イ、エ、オ

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、市（指定都市を除く。）町村教育委員会及び所管の学校等に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校等に対して、各都道府県におかれては、市町村及び所管の私立学校法人、保育所、認定こども園に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、附属学校を置く国公立大学法人におかれては、その設置する学校等に対して、高等専門学校及び公立大学法人を設置・設立する各地方公共団体におかれましては、その設置・設立する高等専門学校及び公立大学法人に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、その設置する高等専門学校に対して、御周知くださるようお願いいたします。

○独立行政法人教職員支援機構「校内研修シリーズ」

- ・ 子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための「生命（いのち）の安全教育」について

https://www.youtube.com/watch?v=2xyH7RP_N7I



○「生命（いのち）の安全教育」動画教材

- ・ 幼児期向け

<https://www.youtube.com/watch?v=EHIygZz7WjE>



- ・ 小学校（低・中学年）向け

<https://www.youtube.com/watch?v=ddSdG7Doy7Q>



- ・ 小学校（高学年）向け

<https://www.youtube.com/watch?v=MBMOWBRHDTk&feature=youtu.be>



- ・ 中学生向け

<https://www.youtube.com/watch?v=jxSjF1Ts9fM&feature=youtu.be>



- ・ 高校生向け

https://www.youtube.com/watch?v=DBqxgs_KV1g&feature=youtu.be



- ・（参考）「生命（いのち）の安全教育」教材、指導の手引き等

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



【本件連絡先】

（生命（いのち）の安全教育について）

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

電話：03-5253-4111（内線 3268、3073）

（性に関する指導について）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

電話：03-5253-4111（内線 2918）

47. 「生命（いのち）の安全教育推進事業」の取組に関する実践事例集について（周知）（令和5年7月5日事務連絡）

学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しし、全国展開を加速化するための取組として、実践事例集を作成しましたのでお知らせします。「生命（いのち）の安全教育」は、各自治体や学校等で取組を進めていただくことが重要であるため、全国の学校等において本事例集を御活用いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和5年7月5日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県・指定都市・中核市保育所・認定こども園担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校担当課
高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

「生命（いのち）の安全教育推進事業」の取組に関する実践事例集について（周知）

平素より文部科学行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

文部科学省では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）を踏まえ、子供たちが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」教材及び指導の手引きを作成し、公表しています。

また、これまでの性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度）による取組を継続・強化するため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月）が決定し、令和5年度～7年度を「更なる集中強化期間」と位置付け、取組を継続・強化することとなっております。

さらに、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」においては、「生命（いのち）を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。発達段階に応じ、就学前の教育・保育を含め、学校等において「生命（いのち）の安全教育」が実施されるよう、これまで構築

した多種多様な指導モデルも活用しながら、自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速化する。」とされています。

このような中で、学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しし、全国展開を加速化するための取組の一つとして、実践事例集を作成しました。 本事例集は、幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の多様な事例を、全体計画、目標、学習指導要領等との関連箇所、授業展開例、指導上の留意点等の構成によりまとめています。

昨年 12 月に改訂された生徒指導提要では、課題未然防止教育として、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施することとされており、各自治体や学校等で取組を進めていただくことが重要であるため、全国の学校等において本事例集を御活用いただきますようお願いいたします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、市（指定都市を除く）町村教育委員会及び所管の学校等に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校等に対して、各都道府県におかれては、市町村及び所轄の私立学校法人、保育所、認定こども園に対して、各指定都市・中核市におかれては、所轄の保育所、認定こども園に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、附属学校を置く国公立大学法人におかれては、その設置する学校等に対して、高等専門学校及び公立大学法人を設置・設立する各地方公共団体におかれましては、その設置・設立する高等専門学校及び公立大学法人に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、その設置する高等専門学校に対して、御周知くださるようお願いいたします。

< 「生命（いのち）の安全教育」の取組に関する実践事例集 >

文部科学省HP「性犯罪・性暴力対策の強化について」に掲載しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

※同ページには、「生命（いのち）の安全教育」の教材をはじめ、「生命（いのち）の安全教育」を実施するに当たり参考となる情報を掲載し、随時更新しております。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
男女共同参画学習室 男女共同参画推進係

電 話：03(6734)2654

Eメール：danjo@mext.go.jp

48. 「生命（いのち）の安全教育」について

生命（いのち）の安全教育 動画集

文部科学省では、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、本取組にご活用いただくため、動画コンテンツを作成・公表しています。

教材動画

児童生徒の1人1台端末等で動画教材をご活用いただくことで、授業等における取組の充実や家庭等における学習も含めた効果的・効率的な学習の実施が考えられるため、積極的に御活用ください！

動画教材掲載HP
はこちら→



幼児期 小学校（低・中学年） 小学校（高学年） 中学校 高校



教員研修用動画

独立行政法人教職員支援機構の「校内研修シリーズ」において、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を公開しています。教育委員会主催の研修会、各学校の校内研修等で積極的にご活用ください！

校内研修シリーズ

子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」について

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育調査官
森本 晋也



<動画の構成>

- 1 子供の性被害にかかる現状
- 2 「生命（いのち）の安全教育」とは
- 3 各発達段階の指導内容の紹介

動画視聴は
こちらから→



「生命（いのち）の安全教育」の取組に関する実践事例集

- 学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しし、全国展開を加速化するための取組の一つとして、実践事例集を作成
- 幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の多様な事例を掲載

事例集の内容

- I 事業概要
- II 各実践校における全体計画例
- III 『生命（いのち）の安全教育』実践事例（学校種別）
 - 1 幼稚園・保育園・認定こども園
 - 2 小学校
 - 3 中学校
 - 4 高等学校
 - 5 特別支援学校（学級）

保健体育科、特別活動(学級活動)等
における実践事例を掲載

- IV 資料編
 - 資料1 事例集作成に係る検討会における意見 ※授業での留意点
 - 資料2 性犯罪・性暴力被害に関する実態データ
 - 資料3 各実践校にて使用したスライド教材（別冊）

学習指導要領等との関連箇所、授業展開例、指導上の留意点等をまとめています。

生命（いのち）の安全教育

時	主な学習活動	指導上の留意点
1	<ul style="list-style-type: none"> • よのひい人間関係について理解する。 • 体心の関係について考える。 • 性暴力(デートDV、さらる)について理解する。 • 性暴力が起きないようにするための方法について考える。 	<ul style="list-style-type: none"> • 心と体には関係があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重した意思決定が重要であることを伝える。 • 指導法がけがらなく取りかかろうとする姿勢を、相対する生徒に行かせることができるようにする。 • 互いの気持ちを尊重し、よのひい(さらる)人間関係を構築しようとする態度を養う。 • 事例等と比べて、性暴力の被害や加害者を理解し、デートDV、さらるで考えない働きには関係のない関係性について考える。授業中の意思決定ができるようになる。
2	<ul style="list-style-type: none"> • 性被害に遭ったときの対応方法を理解する。 • 学校などに性被害への対応方法について話し合い、対応力を高める。 • 性被害への対応について知る。 	<ul style="list-style-type: none"> • 事例等と比べて、性暴力の被害や加害者を理解し、デートDV、さらるで考えない働きには関係のない関係性について考える。授業中の意思決定ができるようになる。

授業の展開

- 1 時間目の展開
 - よのひい人間関係について理解する。
 - 体心の関係について考える。
 - 性暴力(デートDV、さらる)について理解する。
 - 性暴力が起きないようにするための方法について考える。

学習活動 ■ 主な展開 生徒の反応

- 学習上の留意点について知る。
- 授業中に不慣れな場面として話し合いの場を設ける機会が、安心して話し合える。
- 授業のめざす授業内容を理解する。
- 思いやりの関係性にはどうなるのかの問いかけ、各生徒の思いやりの関係性について考える。生徒自身が考えることができるようになる。

生命（いのち）の安全教育の取組に関する実践事例集は、以下のページに掲載しております。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



性に関する指導について

・学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することとしている。

・指導に当たっては、①児童生徒の発達段階を踏まえること ②学校全体で共通理解を図ること ③保護者の理解を得ることなどに配慮するとともに、④事前に、**集団で一律に指導（集団指導）する内容と個々の児童生徒の状況等に応じ個別に指導（個別指導）する内容を区別しておく**など、計画性をもって実施することが大切である。

学習指導要領及び解説（体育科、保健体育科）の主な記述

小学校

- 体は思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、**初経、精通**などが起こったりすること。**異性への関心**が芽生えること。

中学校

- 思春期には、内分泌の働きによって**生殖に関わる機能が成熟**すること。**成熟に伴う変化に対応した適切な行動**が必要となること（**射精、月経、性衝動、異性の尊重、性情報への対処**など）性に関する適切な態度や行動の選択が必要になることを理解できるようにする）。
- 妊娠や出産が可能となる観点から、**受精・妊娠**を取り扱うものとし、**妊娠の経過は取り扱わない**ものとする。
- 後天性免疫不全症候群（**エイズ**）及び**性感染症**についても取り扱う。

高等学校

- 生涯を通じる健康の保持増進や回復には、生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理及び環境づくりが関わっていること（自分の行動への責任感、**異性を理解・尊重する態度、性に関する情報等への適切な対処**が必要であることを理解できるようにする）（**受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題、家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響**などについて理解できるようにする）。
- 感染症の予防には、個人の取組及び社会的な対策を行う必要があること（**エイズ**及び**性感染症**についても、その原因、及び予防のための個人の行動選択や社会の対策についても理解できるようにする）。

個別指導の例

- 個々の児童生徒の状況等に応じて、
- **児童生徒からの相談に基づき指導**したり、
 - **生徒指導上の問題を抱えている児童生徒に対して指導**したりするなどの個別指導が行われている。

文部科学省の取組

- 教育委員会担当者や教員等を対象に**連絡協議会や研修等を実施**
- **妊娠・出産や性感染症等の内容を含む健康教育に関する教材を作成・周知**
- **関係省庁と連携し、産婦人科医や助産師等の外部講師を活用**することに**ついて教育委員会へ周知**

（参考）

- 性に関する指導とともに、子供たちを**性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者**にしないための「**生命（いのち）の安全教育**」を推進

50. 外国語教育に関する計画等及び活用可能な資料・教材等

1. 外国語教育に関する計画等

教育振興基本計画（第4期）（抜粋）

（令和5年6月16日）

目標4 グローバル社会における人材育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度、豊かな語学力、異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力、新しい価値を創造する能力、主体性・積極性・包摂性、異文化・多様性の理解や社会貢献、国際貢献の精神等を身に付けて様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる人材を育成する。また、日本社会の多様性・包摂性を高めるとともに、日本を深く理解する外国人を養成するため、外国人学生・生徒の受け入れを推進する。

【指標】

- ・英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加（5年後目標値：6割以上）
- ・全ての都道府県・政令指定都市において、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合を5年後までに5割以上にすることを目指す
- ・特にグローバルに活躍することが期待される層の拡充に向けて、高等学校卒業段階でCEFRのB1レベル相当以上を達成した高校生の割合の増加（5年後目標値：3割以上）

○外国語教育の充実

- ・外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、教材・指導資料の配布やデジタルを活用したパフォーマンステストの実施などICTの一層の活用促進、教師の養成・採用・研修の一体的な改善、特別免許状の活用や専科教師
- ・外国語指導助手（ALT）配置等の学校指導体制の充実など、総合的に推進する。
- ・各都道府県等の負担軽減など必要な改善を行いつつ、「英語教育改善プラン」の策定とそれに基づく計画的な取組を促し、英語教育実施状況調査等を通して継続したフォローアップを行うことにより、PDCAサイクルを着実に機能させ、生徒や教師の英語力や指導力の向上を図る。
- ・大学入学者選抜において、「読む・書く・聞く・話す」の4技能に関する総合的な英語力を適切に評価するため、各大学の個別選抜について、優れた取組を幅広く普及するなど、各大学の取組を推進していく。

2. 学習指導要領に対応した外国語教育に関する指導資料、教材等

- ・文部科学省 外国語教育ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/index.htm

- ・学習指導要領・学習指導要領解説

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm

- ・学習指導要領に対応した小学校外国語教育教材

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/123/houkoku/1382162.htm

- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 小学校外国語、中学校外国語・高等学校外国語編

<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>

- ・MEXCBTを活用した英語「話すこと」「書くこと」の力の強化

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1387503_00010.htm

- ・外国語の指導におけるICTの活用について（教科指導におけるICTの効果的な活用のための参考資料）

https://www.mext.go.jp/content/20200911-mxt_jogai01-000009772_13.pdf

- ・教員のICT活用指導力の向上（外国語活動、外国語科）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_00012.html

- ・子供の学び応援サイト（学習支援コンテンツポータルサイト）教師の指導に活用できるコンテンツ、教師を目指す学生の英語力向上にも資する学習コンテンツを掲載

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

- ・YouTube 文部科学省公式 MEXTchannel 「外国語教育はこう変わる！」シリーズ（小・中・高等学校の授業映像、解説動画等を掲載）

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbCsze5PvMhQ1TS-jXEZKA4f>

- ・令和6年度英語教育実施状況調査（生徒や教師の英語力、授業改善状況のデータ（全国、都道府県等別）を掲載）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1415043_00013.htm

- ・全国学力・学習状況調査

<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html>

- ・えいごネット（一般財団法人 英語教育協議会（ELEC） 文部科学省協力 のサイト）

<http://www.eigo-net.jp/>

学校教育における消費者教育の推進



文部科学省

消費者教育（被害の防止・救済関係）に関する主な内容

（学習指導要領解説抜粋）

○小学校【家庭科】

- ・買う人（消費者）の申し出と売る人の承諾によって売買契約が成立すること、買う人はお金を払い、売る人は商品を渡す義務があること、商品を受け取った後は、買った人の一方的な理由で商品を返却することができないことについて扱い、理解できるようにする。
- ・買物で困ったことが起きた場合には、家族や先生などの大人に相談することや、保護者と共に消費生活センターなどの相談機関を利用することにも触れるようにする。

○中学校【技術・家庭科】

- ・消費者被害への対応について…誤った使い方などのよる被害を防ぐためには、消費者が説明書や表示、契約内容を確認することが重要であることに気付くようにする。
- ・消費者を支援する仕組みがあるのは、消費生活に係る被害を未然に防いだり、問題が発生した場合に適切に対応して被害を拡大させないようしたりするためであることを理解できるようにする。

○高等学校【家庭科（家庭基礎）】

- ・消費者被害の未然防止につながるよう、悪質商法や多重債務、インターネットを通じた消費者被害など近年の消費者被害の状況にも触れるようにする。
- ・契約の重要性については、…未成年と成年の法律上の責任の違い（未成年者取消権の有無）について理解できるようにする。また、…消費者被害の未然防止の重要性について理解できるようにする。その際、…クーリング・オフ制度の他、意思無能力者の契約・錯誤・公序良俗違反による契約等、一方的に契約をやめることなど、具体的な救済方法について理解できるようにする。
- ・消費者保護の仕組みについては、…消費生活センターについて取り上げ、その役割や機能…消費者契約法などの被害救済のための基本的な法規…についても理解できるようにする。

○高等学校【公民科（公共）】

- ・契約によって、売買、土地・建物や金銭の貸し借り、雇用などの多様な活動が行われること、このような多様な契約により様々な責任が生じることについて理解できるようにする。
- ・消費者に関する問題を取り上げ、消費者と事業者との間で締結される契約である消費者契約を扱い、…消費者を守るための法的規制や行政による施策が行われていることを理解できるようにする。



学習指導要領等
(文科省HP)

1. 学習指導要領における消費者教育の充実

- 平成29年及び30年に公示された学習指導要領の社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等の各教科において、引き続き、消費者教育に関する内容を規定するとともに、その内容を更に充実。

2. 高等学校における履修年次について

高等学校学習指導要領において、

- 家庭科の各科目「家庭基礎」、「家庭総合」の消費生活に関する内容を、それぞれ第1学年及び第2学年のうち履修させることとする。
- 公民科の科目「公共」を、第1学年及び第2学年のうち履修させることとする。



高校生が成年年齢に達する前に、より充実した消費者教育を学習する機会を確保

学校教育における消費者教育の推進（教員養成等）



1. 教員養成について

- 教職課程では、公民科、家庭科の教員免許取得に当たって履修する「各教科の指導法」等の科目において、学習指導要領を踏まえた消費者教育の内容が扱われている。さらに、**消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更を踏まえた消費者教育に関する内容の充実について全国の大学等に周知したところ**（令和5年3月）。

鳴門教育大学における取組例（主に教員養成）

- 地域及び学内の消費者教育のより一層の推進に向け、平成28年7月に「消費者教育推進プロジェクト」を立ち上げ。
- 大学では、小学校・中学校・高等学校の全ての課程で消費者教育に関連した授業科目を開講。
学部：消費生活論、家庭経営学演習、初等家庭科教育論、初等中等教科教育実践Ⅰ、初等中等教科教育実践Ⅱ、中等家庭科教材論
大学院：生活創造教育（家庭）の教材開発演習
- このほか、外部での講演、学校への出前授業、教員研修などを実施。

2. 現職教員研修について

- (独) 教職員支援機構において、消費者庁作成の高校生向け消費者教育教材「社会への扉」の活用方法や、求められる消費者教育の内容、効果的な消費者教育の進め方など、**消費者教育についての教員用研修動画を作成、ウェブサイト上で公開、積極的な活用を促している。**

教職員支援機構ウェブサイト（校内研修シリーズ）

現在地: top > 動画教材 > 校内研修シリーズ > 消費者教育：校内研修シリーズ No.133

掲載日：令和5年10月2日 **校内研修シリーズ**

消費者教育：校内研修シリーズ No.133

消費者教育（鳴門教育大学 教授 坂本有芳）→ 校内研修シリーズ No.133

校内研修シリーズ

消費者教育

鳴門教育大学
教授
坂本 有芳

見る ▶ YouTube

52. 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（平成27年10月29日通知）

27文科初第933号
平成27年10月29日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
小松 親次郎

（印影印刷）

高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第75号）により、施行後4年を経過した日（平成30年6月21日）以後にその期日がある国民投票から、国民投票の期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える者は、投票権を有することになりました。また、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）（以下「改正法」という。）により、施行日（平成28年6月19日）後に初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から改正法が適用されることとなり、適用される選挙期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える等の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条の各項に規定する要件を満たす者は、国政選挙及び地方選挙において選挙権を有し、同法第137条の2により、選挙運動を行うことが認められることとなりました。

これらの法改正に伴い、今後は、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校（以下「高等学校等」という。）にも、国民投票の投票権や選挙権を有する生徒が在籍することとなります。

高等学校等においては、教育基本法（平成18年法律第120号）第14条第1項を踏まえ、これまでも平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として政治的教養を育む教育（以下「政治的教養の教育」という。）を行ってきたところですが、改正法により選挙権年齢の引下げが行われたことなどを契機に、習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められます。このため、議会制民主主義など民主主義の意義、政策形成の仕組みや選挙の仕組みなどの政治や選挙の理解に加えて現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者（以下「有権者」という。）として自らの判断で権利を行使することができるよう、具

体的かつ実践的な指導を行うことが重要です。その際、法律にのっとった適切な選挙運動が行われるよう公職選挙法等に関する正しい知識についての指導も重要です。

他方で、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められるとともに、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから法令に基づく制限などがあることに留意することが必要です。

また、現実の具体的な政治的事象を扱いながら政治的教養の教育を行うことと、高等学校等の生徒が、実際に、特定の政党等に対する援助、助長や圧迫等になるような具体的な活動を行うことは、区別して考える必要があります。

こうしたことを踏まえ、高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等についての留意事項等を、下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校等及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校等に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校等及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれては、設置する附属高等学校等に対して、御周知くださるようお願いいたします。

なお、この通知の発出に伴い、昭和44年10月31日付け文初高第483号「高等学校における政治的教養と政治的活動について」は廃止します。

記

第1 高等学校等における政治的教養の教育

教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことのできないものであること。

また、この高等学校等における政治的教養の教育を行うに当たっては、教育基本法第14条第2項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意することが必要であること。

第2 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

1. 政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。また、教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を行うこと。

指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。

2. 政治的教養の教育においては、議会制民主主義など民主主義の意義とともに、選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を重視すること。あわせて、学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に

判断する力、現実社会の諸課題を見いだし、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせること。

3. 指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと。

また、現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難である。加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要である。したがって、学校における政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。

さらに、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。

その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げるような留意すること。また、補助教材の適切な取扱いに関し、同様の観点から発出された平成27年3月4日付け26文科初第1257号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意すること。

4. 生徒が有権者としての権利を円滑に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要な知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導すること。

なお、多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。

5. 教員は、公職選挙法第137条及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第103条第2項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。

第3 高等学校等の生徒の政治的活動等

今回の法改正により、18歳以上の高等学校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められることとなる。このような法改正は、未来の我が国を担っていく世代である若い人々の意見を、現在と未来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、今後は、高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される。

他方で、①学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められていること、②高等学校等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること、③高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するた

めに必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされていることなどに鑑みると、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解される。

これらを踏まえ、高等学校等は、生徒による選挙運動及び政治的活動について、以下の事項に十分留意する必要がある。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の法律に基づき、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用される住民投票において、投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、選挙運動に準じて指導等を行うこととし、日本国憲法の改正手続に関する法律第100条の2に規定する国民投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、政治的活動に準じて指導等を行うこととする。

【この通知の第3以下における用語の定義について】

「選挙運動」とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為をすることをいい、有権者である生徒が行うものをいう。

「政治的活動」とは、特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く。

「投票運動」とは、特定の住民投票について、特定の投票結果となることを目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為をすることをいう。

1. 教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性が確保されるよう、高等学校等は、これを禁止することが必要であること。
2. 放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないように、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。
3. 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、以下の点に留意すること。
 - (1) 放課後や休日等に学校の構外で生徒が行う選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。また、生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高等学校等は、生徒の政治的活動等について、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められること。
 - (2) 改正法により選挙権年齢の引下げが行われ、満18歳以上の生徒が選挙運動をできるようにになったことに伴い、高等学校等は、これを尊重することとなること。

その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないように、高等学校等は、生徒に対し、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となることなど公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知すること。

(3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものであること。

その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望ましいこと。

第4 インターネットを利用した政治的活動等

インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、様々な意見・考え方についての情報発信や情報共有などの観点から利便性、有用性が認められる一方で、送られてきた選挙運動用の電子メールを他人に転送するなどの公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じ得ることから、政治的教養の教育や高等学校等の生徒による政治的活動等に係る指導を行うに当たっては、こうしたインターネットの特性についても十分留意すること。

第5 家庭や地域の関係団体等との連携・協力

本通知の趣旨にのっとり、現実の政治を素材とした実践的な教育活動をより一層充実させるとともに、高等学校等の生徒による政治的活動等に関して指導するに当たっては、学校としての方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図ること。

担当：文部科学省初等中等教育局

(代表) 03-5253-4111

・本通知に関する一般的なお問合せ、生徒の政治的活動等に関すること

児童生徒課 企画係 (内線2559)

・政治的教養を育む教育に関すること

教育課程課 教育課程総括係 (内線2075)

・教員の政治的中立性に関すること

初等中等教育企画課 教育公務員係 (内線4675)

小・中学校向け主権者教育指導資料の概要

選挙権年齢及び成年年齢の引下げにより、主権者として求められる力を育成する教育(いわゆる「主権者教育」)がこれまで以上に求められていることから、小・中学校向け主権者教育指導資料を作成しました。

小・中学校向け 主権者教育指導資料 「主権者として求められる力」を子供たちに育むために

〈理論編〉

選挙権年齢の引下げに伴う動きや学習指導要領における主権者教育の位置付け、さらに、社会的事象の取扱いや学校における政治的中立の確保等の学習活動の展開に当たって特に留意すべきことなどについて解説。



〈実践編〉

小・中学校の社会科及び特別活動における指導事例について、
○「主権者教育の充実」に向けた指導のポイント
○指導の展開例
○実践するに当たっての留意点・配慮事項等
○資料・ワークシート等
などを紹介。

※指導事例

社会科: 小学校第4学年「自然災害から人々を守る活動」
中学校公民的分野「国民の生活と政府の役割」

特別活動: 小学校第5学年学級活動「係活動」

中学校 生徒会活動「学校生活の主体者としての自覚をもとう」など



(社会科) 小学校第4学年「自然災害から人々を守る活動」抜粋

(文部科学省ホームページにて公表) https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00085.html

政治や選挙等に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」の概要

【生徒用副教材: 全ての国・公・私立高校生(第1学年)等に配布】

〈第一部: 解説編〉

- ・選挙や投票の仕組み(公示から開票までの流れ、投票方法等)
- ・選挙の意義(選挙と政策決定過程(政治の仕組み)、年代別投票率と政策等)
- ・憲法改正国民投票の仕組み

〈第二部: 実践編〉

政治や選挙等に関する学習をより参加実践型にするため、学校の授業等でそのまま使用できるよう、実施準備、実施手順・方法、ワークシートなどを盛り込んだ学習教材の実例を掲載。

- ・話し合いやディベート(地域課題)の手法
- ・模擬選挙や模擬請願、模擬議会 等

〈第三部: 参考編〉

- ・投票と選挙運動等についてのQ&A
- ・学校における政治的中立の確保(教育基本法等) 等

※ 教師用指導資料は、

- ①副教材を活用した指導のポイントなどを記載するとともに、
- ②指導上の政治的中立の確保に関する留意点(教育基本法、公選法等)を追記。
(全てのホームルーム担当教員及び公民科担当教員等に配布)



政治や選挙等に関する高校生向け副教材等について

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/01.html



53. 学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日通知）

30教教人第32号

平成31年3月18日

教職課程を置く

各 国 公 私 立 大 学 長 殿
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

柳 澤 好 治

（印影印刷）

学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）

本年1月25日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という。）が取りまとめられました。

答申を踏まえまして、添付資料のとおり、学校における働き方改革に関する取組の徹底について、文部科学省から各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛てに通知しています（以下「通知」という）。

学校における働き方改革を全国の学校において実現するためには、文部科学省、教育委員会、学校、教師を養成する大学も含めた関係者が、それぞれの立場で、それぞれがすべきことに責任を持って積極的に取り組むことが必要です。教職課程を設置する各大学におかれましても、答申及び通知を参考に、特に下記の点に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

記

1. 学校における働き方に関する学生への指導

教師を目指す学生に対し、勤務時間管理の重要性、勤務時間・健康管理を意識した働き方、学校及び教師が担う業務、学校の組織運営体制の在り方などについて、「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」などの科目において、答申及び通知を参考としつつ、適切に指導を行うこと。

2. 学校体験活動の積極的な実施

学生が長期間にわたり継続的に学校現場等で体験的な活動を行うことは、学校現場をより深く知ることができるとともに、自らの教師としての適格性を把握するための機会として有意義と考えられる。また、学生を受け入れる学校側においても学校の様々な活動を支援する人材として有益と考えられる。

各大学においては、「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）」によって教育実習（養護実習，心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習）の一部に含むことができようになった学校体験活動のほか，大学が独自に設定する科目や教職課程外の科目も含め，こうした機会の充実に積極的に取り組むこと。

3. 教育実習の適切な実施

教育実習の実施については，学校や教育委員会との連携体制の中で，大学として責任を持って指導に当たるとともに，学校の作成書類の精選やより負担の少ない実施時期の検討など，学校の負担軽減に留意すること。

4. 附属学校における取組の推進

附属学校を置く大学においては，それぞれの大学・附属学校の設置形態や目的等に応じて，学校における働き方改革の推進に積極的に取り組んでいくことが期待される。

特に附属学校を置く国立大学は，設置する附属学校において率先して勤務時間管理を行うとともに，附属学校の連合組織とも連携して業務改善に関する好事例を蓄積し，その効果や具体的な取組方法等のモデルをエビデンスに基づいてわかりやすく全国の学校に示すこと。

担当：総合教育政策局教育人材政策課企画係
渡邊，内藤
TEL：03-5253-4111（代表）内線 3196

※ 本通知文中の「添付資料」は「学校における働き方に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）です。当該通知については、文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1414498_1_1.pdf）を御確認ください。なお、「54. 学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）【概要】」に当該通知の概要を掲載しています。

学校における働き方改革に関する取組の徹底について
 (平成31年3月18日付 各都道府県知事・教育委員会教育長等宛 事務次官通知)【概要】

- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31年1月25日中央教育審議会)を踏まえ、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うようにするため、各教育委員会及び各学校がそれぞれの権限と責任において取り組むことが重要と考えられる方策を整理し、各教育委員会に対して必要な取組の徹底を呼びかけるもの。
- 同時に、各地方公共団体の長に対して、教育委員会への積極的な支援を依頼。
※私立学校及び国立大学附属学校にも別途周知

1. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

(1) 勤務時間管理の徹底と勤務時間の上限に関するガイドラインに係る取組

- 労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会や教職員の勤務時間管理の徹底
- ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握・集計するシステムの構築
- 文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた取組の推進

(2) 適正な勤務時間の設定

- 児童生徒等の登下校時刻や部活動等について、教職員の勤務時間を考慮した時間の設定・周知
- 早朝や夜間等に勤務せざるを得ない場合における勤務時間の割り振り等適正な措置の徹底
- 教職員が確実に休日を確保するため、週休日の振替期間の延長や学校閉庁日の設定等の工夫の実施
- 緊急時の連絡方法を確保した上での、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備

(3) 労働安全衛生管理の徹底

- 労働安全衛生法に義務付けられた労働安全衛生管理体制の整備の徹底
- 全ての学校におけるストレスチェックの適切な実施（文部科学省としても実施状況の調査・公表を予定）
※「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」を踏まえた学校における一層の労働安全衛生管理の充実等について(通知)」(平成31年3月29日)についても参照

(4) 研修・人事評価等を活用した教職員の意識改革及び学校評価等

- 管理職の登用の際のマネジメント能力の適正な評価
- 管理職のマネジメント向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のための研修の充実
- 管理職以外の教職員も含め、働き方改革の観点も踏まえた人事評価の実施
- 学校評価や教育委員会の自己点検・評価の活用

2. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

(1) 基本的な考え方

○ 教育委員会は、域内の学校における働き方改革に係る方針・計画等を示し、自ら学校現場に課している業務負担を見直すこと。また、地域社会と学校の連携の起点・つなぎ役として前面に立ち、所管の学校において何を重視し、どのように時間配分を行うかについて地域社会に理解されるような取組を積極的に行うこと。

○ 学校運営協議会等の場において保護者や地域住民等の理解・協力を得られるよう議論を深め、適切な役割分担を進めること。また、文部科学省の支援も活用しつつ、地方公共団体や教育委員会が、学校以外で業務を担う受け皿の整備を進めること。

(2) 業務の役割分担・適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策

○ 業務改善方針・計画等の策定及び業務削減目標の設定やフォローアップを通じたPDCAサイクルの構築

○ 学校や地域で発生した業務の仕分けを実施し、他の主体への対応の要請、教師以外の担い手の確保、業務のスクラップ・アンド・ビルドにより負担を軽減。文部科学省からのメッセージを活用しつつ、必要性の低い業務を思い切って廃止。

○ これまで学校・教師が担ってきた14の業務の在り方に関する考え方(※下表)に基づく、役割分担・適正化のために必要な取組の実施

本来的には学校以外が担うべき業務	学校が業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 登下校に関する対応 ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が帰還された時の対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理 ④ 地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内訳に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤ 調査・統計等への回答等(事務職員等) ⑥ 児童生徒の休み時間における対応(特別、地域ボランティア等) ⑦ 校内清掃(特選、地域ボランティア等) ⑧ 部活動(部活動指導員等) ※ 部活動の設置・運営は各各上の業務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの部活動が顧問を担わなければならない。	⑨ 給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩ 授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参加等) ⑪ 学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参加等) ⑫ 学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬ 施設管理(事務職員や外部人材との連携、協力等) ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携、協力等)

(例) > 調査・統計等への回答等

調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査、複数調査の一元化、首長部局や民間団体等が実施する調査について学校負担を軽減する周知方法等の要請・精選 等

> 部活動

採用や人事配置等において部活動指導力は付随的な位置づけであることの留意、学校に設置する部活動の数の適正化、複数学校による合同部活動や地域クラブ等との連携の推進、将来的に部活動を学校単位から地域単位の取組にすることの検討 等

> 給食時の対応

学級担任と栄養教諭の連携、複科学年の一斉給食等の工夫、アレールギー対応の事故防止を最優先とした複雑でない対応 等

○ 「チームとしての学校」として、事務職員に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育を支援する専門スタッフ、部活動支援員、スクール・サポート・スタッフ等の外部人材の参画・確保や研修等の実施

○ 児童生徒等の命と安全を守るため、法的整理を踏まえた役割分担・連携、トラブル発生時の教育委員会の積極的な学校支援、スクーロイヤー等の配置等、児童生徒等を取り巻く問題についての支援体制の構築

○ 福祉部局・警察等関係機関との連携・協力体制の構築

○ 文部科学省の組織再編を参考に、教育委員会において、教職員の業務量を一元的に俯瞰・調整する体制の構築

○ ICTやOA機器の積極的な導入・更新を通じた業務効率化や、教師の研修の整理・精選

等

(3) 業務の役割分担・適正化のために各学校が取り組むべき方策

- 学校の重点目標や経営方針の明確化、教職員間で削減する業務を洗い出す機会の設定
 - 校長による、一部の教職員への業務の偏りを防ぐ校内の分担の見直しや、校長自らの権限と責任による、学校の伝統として続けているが必ずしも適切と言えない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務(夏休み期間の高温時のプール指導、早朝等所定の勤務時間外に行う練習の指導、行事の過剰な準備等)の大胆な削減
 - 文部科学省からのメッセージを活用した保護者や地域住民等との情報共有
- ### (4) 学校が作成する計画等の見直し
- 個別の指導計画・教育支援計画等について、複数の教師が協力して作成し共有化するなどの取組の推進
 - 計画等の統合・整理・合理化、新たな課題に対する既存の各種計画の見直しの範囲内での対応
- ### (5) 教師の働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施
- 標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合における指導体制の整備状況を踏まえた精査

3. 学校の組織運営体制の在り方

(1) 服務監督権者である教育委員会から所管の学校に対する取組の促進及び支援

- 校内の委員会等の合同設置や構成員の統一などを通じた業務効率化、校務分掌の包括的・系統的なグループ分け
- 業務の偏りの平準化のため、状況に応じた校務分掌の在り方の適時柔軟な見直し
- 主幹教諭等のミドルリーダーの活躍促進。単なる持ち回りでなく、校長が適材適所で主任を命じることの徹底。
- 管理職等の声がけや、教材の共有等による若手教師の支援
- 事務職員の専門性を生かせるよう、事務職員の校務運営への参画の一層の拡大

(2) 各教育委員会における取組の推進

- 時間を軸にした総合的な学校組織マネジメントの確立に向けた、管理職に求められる能力の明確化、育成及び的確な評価
- 指導主事等による働き方改革の観点からのアドバイスの実施
- 庶務事務システム等の導入や共同学校事務室の設置・活用などを通じた事務職員の質の向上や学校事務の適正化と効率的な処理、事務機能の強化
- 学校が多様な主体との連携や人材の確保を行うに当たり、学校の求めに応じて人材を配置するための人材バンクの整備

4. 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

- 各教育委員会において、学校における働き方改革の方針を策定し、定期的に教育委員会や総合教育会議で議論することによる首長や他の行政部局との共通理解の促進、各学校の取組の進展状況を踏まえた必要な施策の推進

※「学校における働き方に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）については、文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1414498_1_1.pdf）を御確認ください。

55. 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（平成 25 年 10 月 4 日通知）

25 文科初第 756 号
平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

殿

文部科学省初等中等教育局長

前 川 喜 平

(印影印刷)

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮し

つつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のものうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校，中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には，以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち，その者の障害の状態，その者の教育上必要な支援の内容，地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して，特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として，適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては，障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査，専門医による診断等に基づき教育学，医学，心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり，他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で，社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

- 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも
- 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度のも

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

カ 言語障害者

口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で，その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので，他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，社会生活への適応が困難である程度のも

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は，ア～オについては 2（2）と同様であり，また，カ及びキについては，その障害の状態によっては，医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成 5 年文部省告示第 7 号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあつては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

4 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置

を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の種類、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

【本件連絡先】 文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課企画調査係
〒 100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
電話：03-5253-4111（内線）3193
FAX：03-6734-3737
E-mail：tokubetu@mext.go.jp

56. 学校における医療的ケアの今後の対応について（平成 31 年 3 月 20 日通知）

30 文科初第 1769 号

平成 31 年 3 月 20 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事 殿
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 学 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省初等中等教育局長

永 山 賀 久

(印影印刷)

学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）

この度、「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」において、最終まとめが取りまとめられました。

文部科学省では、これまで「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について（平成 23 年 12 月 20 日 23 文科初第 1344 号初等中等教育局長通知）」により、特別支援学校等において主として特定行為を実施するに当たっての留意事項を各教育委員会等に示し、医療的ケアの実施体制の整備を促すとともに、学校への看護師の配置に係る経費の一部を補助するなど、その支援に努めてまいりました。

現在、学校に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）は年々増加するとともに、人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアを必要とする児童生徒等が学校に通うようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつあります。このため、特定行為以外の医療的ケアを含め、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方を再度検討し、医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理するために平成 29 年 10 月に本検討会議を設置し、有識者による議論が行われました。

本最終まとめは、①医療的ケア児の「教育の場」、②学校における医療的ケアに関する基本的な考え方、③教育委員会における管理体制の在り方、④学校における実施体制の在り方、⑤認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等の特定行為を実施する上での留意事項、⑥特定行為以外の医療的ケアを実施する場合の留意事項、⑦医療的ケア児に対する生活援助行為の「医行為」該当性の判断、⑧研修機会の提供、⑨校外における医療的ケア、⑩災害時の対応について、別紙のとおり取りまとめられたものです。

文部科学省においては本最終まとめを受け、今後、特定行為以外の医療的ケアを含め、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について別添のとおり整理いたしました。関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、適切な対応をお願いします。

なお、「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」（平成 23 年 12 月 20 日 23 文科初第 1344 号初等中等教育局長通知）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所管の学校及び学校法人に対して、各国立大学長におかれては附属学校に対して周知を図るようお願いいたします。

本検討会議の最終まとめについては、文部科学省のホームページに掲載されておりますことも併せて申し添えます。

U R L : http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1413967.htm

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係

TEL:03-5253-4111（内線 3192）

FAX:03-6734-3737

57. 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（令和3年9月17日通知）

3文科初第1071号
令和3年9月17日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
瀧本 寛

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）（以下「法」という。）は、令和3年6月18日に公布され、令和3年9月18日に施行される所です。

今回の法制定は、医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児が増加するとともに、その実態が多様化し、医療的ケア児やその家族が、個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本的な理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたものです。

法の目的及び概要は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について」（令和3年6月18日付け府子本第742号、3文科初第499号、医発0618第1号、子発0618第1号、障発0618第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）（以下「公布通知」という。）のとおりですが、学校に関する留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、法の趣旨を踏まえた取組に努めていただきますようお願いいたします。

なお、医療的ケア児支援センターの業務等については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る医療的ケア児支援センター等の業務等について」（令和3年8月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）のとおり、医療的ケア児支援センターの業務内容は、医療的ケア児等からの相談への助言等、関係機関等への情報提供及び研修、医療的ケア児支援センターと関係機関等との連絡調整が役割となっており、教育委員会や学校等におかれては、必要に応じ連携いただきますようお願いします。

また、保育所の設置者等の責務等及び国の補助制度等については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る保育所等における医療的ケア児への支援の推進について」（令和3年9月15日付け厚生労働省子ども家庭局保育課地域保育係事務連絡）のとおりですので、教育委員会や学校等におかれては、必要に応じ連携いただきますようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分周知願います。

記

留意事項

(1) 定義（第2条関係）

- ① 「医療的ケア」の定義は、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為であり、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）において、医師の指示の下、医療的ケア看護職員や喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）を行うことができる介護福祉士、認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）が従前から行っている医療的ケアの範囲を変更するものではないこと。（第2条第1項関係）
- ② 「医療的ケア児」の定義は、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童であり、18歳未満の者に加え、18歳以上の者であって、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に在籍する者も含まれること（以下「児童生徒等」という。）。（同条第2項関係）

(2) 基本理念（第3条関係）

- ① 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援を行うに当たっては、医療的ケア児の可

能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立つことが重要である。その際、医療的ケア児の実態は多様であることから、医療的ケアの種類や頻度のみに着目して画一的な対応を行うのではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要であること。

なお、障害のある児童生徒等の就学先については、従前から学校教育法施行令等に基づき、本人やその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、医療的ケア児を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意向を可能な限り尊重しながら、障害の状態等、本人の教育的ニーズ、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、市区町村教育委員会が決定することとなっており、医療的ケア児の就学先の決定について、従前からの就学先決定の仕組みに直接的な影響を与えるものではないこと。（第3条第2項及び第4項関係）

- ② 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講じるに当たっては、医療的ケア児及びその保護者の意思を最大限に尊重しなければならないが、また、居住する地域にかかわらず適切な支援を受けられるようにするため、具体的に次のような配慮を行うことが考えられること。（同条第4項及び第5項関係）
 - 医療的ケア児が、学校において、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにすることが求められていることから、医療的ケア児が医療的ケアを必要としていることだけを理由に、あるいは、医療的ケアに対応した環境や体制が整っていないことを理由に、画一的に学校への入学や転入学が拒否されることがないようにする必要があること。
 - 現在、医療的ケア看護職員が常時配置されていない学校に通学している医療的ケア児が、本法施行後に、医療的ケア看護職員が常時配置されていないことを理由に通学できなくなることがないようにする必要があること。
- (3) 地方公共団体の責務（第5条関係）及び学校設置者の責務（第7条関係）
 - ① 地方公共団体は、学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援について、公布通知及び（2）の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有すること。（第5条関係）
 - ② 学校の設置者が行う支援は、公布通知及び基本理念にのっとり行う必要があり、その留意点としては、主に次のものが考えられること。（第7条関係）
 - 現に学校に在籍しない、又はこれから学校に入学や転入学をする予定の医療的ケア児を含め、基本理念にのっとり、切れ目なく医療的ケア児の支援を行うことが必要であること。
 - 市区町村教育委員会は、医療、保健、福祉等の関係部局等と連携し、保護者の理解と協力の下、就学前の認定こども園や幼稚園、保育所等と学校等との間で、医療的ケア児に関する情報共有が確実かつ円滑にできるような体制を整備し、就学後の円滑な医療的ケアの実施につなげること。

(4) 教育を行う体制の拡充等（第 10 条関係）

- ① 地方公共団体は、学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援について、公布通知及び基本理念にのっとり、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充のため、主に次のような措置を講ずること。（第 10 条第 1 項関係）
- 「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成 31 年 3 月 20 日付け 30 文科初第 1769 号文部科学省初等中等教育局長通知）や「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」（令和 3 年 6 月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）等を参考にして、域内の学校における医療的ケアの対応の在り方などを示した医療的ケアに係るガイドラインを策定したり、教育関係者に加えて医療、保健、福祉等の関係部局や関係機関、保護者の代表者、医療的ケアに知見のある医師や看護師等（保健師、助産師、看護師若しくは准看護師のことをいう。以下同じ。）などの関係者から構成される会議体を設置することを通して、教育委員会における総括的な管理体制を整備すること。
 - 学校において医療的ケア児を受け入れるに当たり、学校が以下の取組等を通して、組織的な体制の整備をすることができるように、教育委員会が域内の学校を支援すること。
 - ・ 教育委員会が策定した医療的ケアに係るガイドライン等を踏まえて、教職員と医療的ケア看護職員等との役割分担や連携の在り方、具体的な医療的ケア実施方法、緊急時対応等を記載した医療的ケアに係る実施要領を策定すること。
 - ・ 組織的に医療的ケアを実施することが可能となるよう学校内に医療的ケア安全委員会を設置すること。
 - 国においては、医療的ケア看護職員を、学校において、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する職員として学校教育法施行規則第 65 条の 2 に規定するとともに、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、地方公共団体等における医療的ケア看護職員の配置に係る補助（教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業））を行っているところであり、地方公共団体及び学校の設置者におかれては、その趣旨に鑑み、積極的に医療的ケア看護職員の配置促進に努め、学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援の推進を図ること。
- ② 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が、保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、具体的に次のような措置を講ずること。（同条第 2 項関係）
- 医療的ケア児の自立を促す観点からも、保護者に付添いの協力を得ることについては、以下の場合などの真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであるが、やむを得ず、保護者に付添いの協力を求める場合には、代替案などを十分に検討することが必要であり、真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通しなどについて、医療的ケア児や保護者に対して丁寧に説明すること。

- ・ 医療安全を確保する観点から、入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後始めて登校する際などに、医療的ケア児の健康状態に応じて必要な情報を保護者から学校に引き継ぐ場合など
- 特に入学当初の学校の体制整備の準備を進めるに当たっては、就学先決定後、速やかに学校・保護者・看護師・主治医・学校医等や関係機関等が連携し、実施体制の準備が進められるような体制づくりに取り組むことも考えられること。
- 医療的ケア看護職員の配置に当たっては、学校の設置者が看護師等を自ら雇用するだけでなく、地域の実情や医療的ケア児の状況等を踏まえ、医療機関や訪問看護ステーション等に委託することも可能であること。
- ③ 地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るために、介護福祉士や認定特定行為業務従事者を学校に配置する際、具体的に次のような措置を講ずること。（同条第3項関係）
 - 学校において医療的ケアを実施する場合には、喀痰吸引等を含め、看護師等を配置又は活用しながら、主として看護師等が医療的ケアに当たり、教職員等が支援する体制が考えられるが、各学校等の実情に応じて体制を構築すること。
 - 医療的ケア児の状態や医療的ケアの内容により、介護福祉士や認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を実施する場合には、主治医等の意見を踏まえつつ、特定の医療的ケア児との関係性が十分認められた上で、医療的ケアのうち、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養について実施し、看護師等が巡回する体制を構築することなどが考えられること。

<添付資料>

- 別添1 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）
- 別添2 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について（令和3年6月18日付け府子本第742号、3文科初第499号、医発0618第1号、子発0618第1号、障発0618第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係
TEL:03-5253-4111（内線3967）

58. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について（平成 29 年 4 月 28 日通知）

29 文科初第 236 号
平成 29 年 4 月 28 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学事務次官
戸 谷 一 夫

(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに
特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び
特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正
する告示の公示について（通知）

このたび、平成 29 年文部科学省令第 27 号をもって、別添 1 のとおり学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が制定され、また、平成 29 年文部科学省告示第 72 号及び第 73 号をもって、それぞれ別添 2 のとおり、特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示（以下「新幼稚部教育要領」という。）及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新小学部・中学部学習指導要領」という。）が公示されました。

新幼稚部教育要領は平成 30 年 4 月 1 日から、改正省令及び新小学部・中学部学習指導要領は小学部については平成 32 年 4 月 1 日から、中学部については平成 33 年 4 月 1 日から施行されます。

今回の改正は、平成 28 年 12 月 21 日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（以下「答申」という。）を踏まえ、特別支援学校の幼稚部並びに特別支援学校の小学部及び中学部の教育課程の基準の改善を図ったものです。本改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、改正省令、新幼稚部教育要領、新小学部・中学部学習指導要領（以下「新学習指導要領等」という。）に基づく適切な教育課程の編成・実施及びこれらに伴い必要となる教育条件の整備を行うようお願い

いします。

また、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会その他の教育機関に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く国立大学法人学長におかれては、その管下の学校に対して、本改正の内容について周知を図るとともに、必要な指導等をお願いします。

なお、本通知については、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載することとしておりますので、御参照ください。

記

1. 改正の概要

(1) 幼稚部、小学部及び中学部の教育課程の基準の改善の基本的な考え方

- ・ 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、我が国のこれまでの教育実践の蓄積を活かし、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される子供たちが急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することとしたこと。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したこと。
- ・ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することとしたこと。
- ・ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとしたこと。また、自立活動の指導の充実により、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立して社会に参加する資質を養うこととしたこと。
- ・ 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視したこと。
- ・ 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実を図ったこと。
- ・ 新たに「前文」を設け、新学習指導要領等を定めるに当たっての考え方を、明確に示したこと。

(2) 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現

○「何ができるようになるか」を明確化

- ・ 子供たちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、各教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学

びに向かう力，人間性等の三つの柱で再整理したこと。

○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・ 我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により，児童生徒の知識の理解の質の向上を図り，これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要であること。そのため，小学部及び中学部においては，これまでの教育実践の蓄積をしっかりと引き継ぎ，子供たちの実態や教科等の学習内容等に応じた指導の工夫改善を図ること。
- ・ 上記の資質・能力の三つの柱が，偏りなく実現されるよう，単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら，子供たちの主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこととしたこと。

(3) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- ・ 教科等の目標や内容を見渡し，特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力，情報活用能力，問題発見・解決能力等）や豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには，教科等横断的な学習を充実する必要があること。
また，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については，1単位時間の授業の中で全てが実現できるものではなく，単元など内容や時間のまとまりの中で，習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要であるとしたこと。その際，障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して，個別の指導計画に基づき，基礎的・基本的な事項に重点を置くなど，指導方法や指導体制の工夫改善に努めることとしたこと。
- ・ そのため，学校全体として，子供たちや学校，地域の実態を適切に把握し，教育内容や時間の適切な配分，必要な人的・物的体制の確保，実施状況に基づく改善などを通して，教育課程に基づく教育活動の質を向上させ，学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしたこと。特に，個別の指導計画の実施状況の評価と改善を，教育課程の評価と改善につなげていくよう努めるものとしたこと。

(4) 幼稚部における主な改善事項

- ・ 幼稚部教育要領においては，幼稚部における教育において育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」，「思考力，判断力，表現力等の基礎」，「学びに向かう力，人間性等」）を明確にしたこと。
- ・ 5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確にしたこと。（「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形，標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」）
- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は，幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に応じて，指導を行う際に考慮するものとしたこと。

(5) 小学部・中学部における主な改善事項

① 小・中学校の教育内容の改善に準じた主な改善事項

小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月 31 日文科科学省告示第 63 号）及び中学校教育要領（平成 29 年 3 月 31 日文科科学省告示第 64 号）の改善に準じた改善を行ったこと。

ア 言語能力の確実な育成

- ・ 発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成を図ることとしたこと。
- ・ 学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）を充実させたこと。

イ 情報活用能力の育成

- ・ コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしたこと。
- ・ 小学部においては、各教科等の特質に応じて、コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成のための学習活動を実施することとしたこと。

ウ 理数教育の充実

- ・ 前回改訂において充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験などを充実させたこと。
- ・ 必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育や自然災害に関する内容を充実させたこと。

エ 伝統や文化に関する教育の充実

- ・ 古典など我が国の言語文化や、県内の主な文化財や年中行事の理解、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導を充実させたこと。

オ 体験活動の充実

- ・ 生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するため、体験活動を充実させ、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験を重視したこと。

カ 外国語教育の充実

- ・ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者（以下「視覚障害者等」という。）である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入したこと。（なお、外国語教育の充実に当たっては、新教材の整備、研修、外部人材の活用などの条件整備を行い支援することとしている。）
- ・ 小・中・高等部一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導を充実させたこと。

② 道徳教育の充実

- ・ 平成 27 年 3 月 27 日付け 26 文科初 1339 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定、小学校学習指導要領の一部を改正する告示、中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について（通知）」により既にお伝えしたとおりであり、小学部で平成 30 年 4 月 1 日から、中学部で平成 31 年 4 月 1 日から施行される内容に変更はないこと。なお、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導

に当たっての配慮事項の一部を加えたこと。

平成27年の一部改正の内容は、道徳の時間を教育課程上、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）として新たに位置付け、発達の段階に応じ、答えが一つではない課題を一人一人の児童生徒が道徳的な問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図るものであること。

- ・ 道徳科の内容項目について、いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに見直すとともに、問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法の工夫を行うことについて示したこと。
- ・ 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導の改善に生かすこと。ただし、数値による評価は行わないこと。

具体的には、平成28年7月29日付け28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（以下「道徳科の学習評価及び指導要録の改善通知」という。）においてお知らせしたとおり、他の児童生徒との比較ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述により行うこと。

③ 学びの連続性を重視した対応

ア 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、児童生徒の学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定したこと。

イ 知的障害者である児童生徒のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理するとともに、各部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりに留意し、次の点を充実したこと。

- ・ 中学部に二つの段階を新設するとともに、小・中学部の各段階に目標を設定し、段階ごとの内容を充実したこと。
- ・ 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定したこと。
- ・ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、小学部に就学する児童のうち、小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者又は中学部に就学する生徒のうち、中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科及び外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定したこと。

④ 一人一人に応じた指導の充実

- ・ 視覚障害者等である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実したこと。

【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実

【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実

【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成

【病弱】 間接体験，疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫

- ・ 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため，自立活動の内容として，「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定したこと。

⑤ 自立と社会参加に向けた教育の充実

- ・ 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定したこと。
- ・ 小学部，中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定したこと。また，幼稚園部においても，「自立心」，「協同性」，「社会生活との関わり」といった幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を示したこと。
- ・ 生涯学習への意欲を高めることや，生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ，豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定したこと。
- ・ 障害のない子供との交流及び共同学習の機会を設け，共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを明らかにしたこと。
- ・ 日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕，数学を学習や生活で生かすこと〔算数，数学〕，身近な生活に関する制度〔社会〕，働くことの意義，消費生活と環境〔職業・家庭〕など，知的障害者である児童生徒のための各教科の内容を充実したこと。

⑥ その他の改善事項

- ・ 初等中等教育の一貫した学びを充実させるため，小学部入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」を充実させるとともに，幼小，小中，中高といった学部段階間及び学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習を重視したこと。
- ・ 児童生徒一人一人の調和的な発達を支える観点から，学級経営や生徒指導，キャリア教育の充実と教育課程の関係について，小学部及び中学部を通して明記したこと。
- ・ 日本語の習得に困難のある児童生徒への教育課程，夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について定めたこと。
- ・ 部活動については，教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連を留意し，社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制について定めたこと。

2. 留意事項

(1) 移行措置期間の特例

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における現行の小学部・中学部学習指導要領(平成21年文部科学省告示第62号)の必要な特例については，追ってこれを告示し，別途通知する予定であること。

(2) 特別支援学校教諭等免許状の早期取得促進

平成27年12月の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」において，平成32年までにおおむね全ての特別支援学校教員が当該学校教諭等免許状を保有することを目指すこととされたことを踏まえ，特別支援学校教諭等免許状保有者の特別支

援学校への採用・配置，同免許状を保有しない特別支援学校教員に対する免許法認定講習の受講促進など，計画的な同免許状保有率向上の取組を進め，特別支援学校教員の専門性向上に引き続き努めること。

(3) 新学習指導要領等の実施に必要な諸条件の整備

答申において指摘されているとおり，新学習指導要領等の実現のためには，これからの学校教育の在り方に関わる諸改革との連携を図るとともに，教員の授業改善や子供と向き合う時間を確保するなど，教員一人一人が力を発揮できるような教育条件の整備に努める必要があること。

具体的には，平成29年4月から施行された教育公務員特例法等の改正を受け，教員養成・採用・研修を一体として，教員の資質・能力の向上を図ること。子供一人一人の学びを充実させるためのきめ細かな指導など新学習指導要領等における指導や業務の在り方に対応する指導体制の充実を図ること。教職員の業務の見直しや部活動の運営の適正化などによる業務の適正化を図ること。学校図書館の充実やICT環境の整備など教材や教育環境の整備・充実を図ること。

特に，特別支援学校において教室不足が生じている状況を踏まえ，各設置者において，その解消計画を策定・更新するとともに，新設校の設置，校舎の増築，分校・分教室による対応，廃校・余裕教室等の既存施設の活用等により，引き続き教室不足解消のための取組を進めること。

(4) 新学習指導要領等の周知・徹底

新学習指導要領等の理念が各学校において実現するためには，各学校の教職員が新学習指導要領等の理念や内容についての理解を深める必要がある。このため，文部科学省としては平成29年度に新学習指導要領等に関する説明会を開催するとともに，一人一人の教職員が直接利用できる各種の広報媒体を通じて，周知・徹底を図ることとしており，各教育委員会等においても，新学習指導要領等に関する研修会を開催，教職員への周知・徹底を図ること。

また，学習指導要領は大綱的な基準であることから，その記述の意味や解釈などの詳細については，文部科学省が作成・公表する学習指導要領解説において説明することを予定している。このため，学習指導要領解説を活用して，教職員が学習指導要領についての理解を深められるよう周知・徹底を図ること。

(5) 家庭・地域等との連携・協働の推進

学校がその目的を達成するため，各教育委員会等においては，学校や地域の実態等に応じ，教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど，家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また，高齢者や異年齢の子供など，地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/

本件担当：

文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）

初等中等教育局 特別支援教育課（内線2003）

59. 特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び平成 31 年 4 月 1 日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示等の公示について(平成 31 年 2 月 4 日通知)

30 文科初第 1465 号
平成 31 年 2 月 4 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長 殿
附属学校を置く各公立大学法人の理事長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学事務次官

藤 原 誠

(印影印刷)

特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び平成 31 年 4 月 1 日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示等の公示について (通知)

この度、平成 31 年文部科学省令第 3 号をもって学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正令」という。）が制定され、また、平成 31 年文部科学省告示第 14 号をもって特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新高等部学習指導要領」という。）及び平成 31 年文部科学省告示第 15 号をもって平成 31 年 4 月 1 日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示（以下「特例告示」という。）が公示されました。

今回の改正令及び新高等部学習指導要領による改正は、平成 28 年 12 月 21 日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（以下「答申」という。）を踏まえ、特別支援学校の高等部（以下「高等部」という。）の教育課程の基準の改善を図ったものです。

また、改正令の附則を踏まえ、特例告示により、平成 31 年 4 月 1 日から新高等部学習指導要領が適用されるまでの間（以下「移行期間」という。）における現行の特別支援学校高等部学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号。以下「現行高等部学習指導要領」という。）から新高等部学習指導要領に移行するために必要な措置（以下「移行措置」という。）について、現行高等部学習指導要領の特例が定められました。

については、改正の概要及び移行期間における教育課程の編成・実施に当たっての留意事項等は、下記のとおりですので、十分に御了知いただき、これらに基づく適切な教育課程の編成・実施及びこれらに伴い必要となる教育条件の整備を行うようお願いします。

また、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長及び各公立大学法人の理事長におかれては、その管下の学校に対して、内容について周知を図るとともに、必要な指導等をお願いします。

なお、本通知については、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載していますので、御参照ください。

記

第1 改正の概要

1 高等部の教育課程の基準の改善の基本的な考え方

- ・ 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、我が国のこれまでの教育実践の蓄積を活かし、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される子供たちが急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することとしたこと。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したこと。
- ・ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することとしたこと。

道徳教育推進教師を中心とした道徳教育の推進や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとしたこと。

また、自立活動の内容等の充実により、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立して社会に参加する資質を養うこととしたこと。

- ・ 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教育課程との連続性を重視したこと。
- ・ 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実を図ったこと。
- ・ 新たに「前文」を設け、新高等部学習指導要領を定めるに当たっての考え方を、明確に示したこと。

2 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現

○「何ができるようになるか」を明確化

- ・ 子供たちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、各教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理したこと。

○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・ 選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等部においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められること。
- ・ 上記の資質・能力の三つの柱が、偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ることとしたこと。その際、特に、生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を各教科等の特質に応じて図ることが重要であること。

3 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- ・ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要があること。

また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については、1単位時間の授業の中で全てが実現できるものではなく、単元など内容や時間のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要であるとしたこと。

- ・ そのため、学校全体として、子供たちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしたこと。

4 教育内容の主な改善事項

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ① 高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）と同様の改善を行ったこと（同学習指導要領の教育内容の主な改善事項については、「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）」（平成30年3月30日付け29文科初第1784号文部科学事務次官通知）の1の（5）を参照。）。

(2) 視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ② 視覚障害者及び聴覚障害者である生徒のための専門教科について、関連する制度改正等を踏まえ内容等を充実したこと。

(3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ① 各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理するとともに、各部や各段階、小学校・中学校・高等学校とのつながりに留意し、次の点を充実したこと。

ア 各段階に目標を設定し、段階ごとの内容を充実したこと。

イ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、２段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領の各教科及び各教科・科目の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定したこと。

② 小学部・中学部との系統性の観点から、「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」に改めたこと。

5 一人一人に応じた指導の充実

- ・ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実したこと。
- ・ 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、生徒の学びの連続性を確保する観点から、基本的な考え方を規定したこと。
- ・ 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定したこと。

6 自立と社会参加に向けた教育の充実

- ・ 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定したこと。
- ・ 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、家庭や地域、関係機関等との連携を図りながら、キャリア教育の充実を図ることを規定したこと。
- ・ 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定したこと。
- ・ 障害のない子供との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを明らかにしたこと。

7 その他の改善事項

- ・ 生徒一人一人の発達を支える観点から、ホームルーム経営や生徒指導、キャリア教育の充実と教育課程の関係について明記したこと。
- ・ 日本語の習得に困難のある生徒への教育課程について定めたこと。
- ・ 部活動については、教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連を留意し、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制について定めたこと。

8 施行及び適用の時期

- ・ 新高等部学習指導要領は、平成34年4月1日に施行する。ただし、同日以降高等部の第1学年に入学した生徒に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用すること。

第2 移行期間における教育課程の編成・実施に当たっての留意事項

1 平成 31 年 4 月 1 日からの特例

(1) 総則

高等部における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新高等部学習指導要領第 1 章の規定のうち、特例告示において移行期間中に適用すべきものとしている事項を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

(2) 各教科等ごとの特例の概要等

① 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新高等部学習指導要領によることとしたこと。

イ 特別活動については、新高等部学習指導要領によることとしたこと。

② 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 各教科の目標及び各科目の目標と内容については、現行高等部学習指導要領の規定により準ずることとされる高等学校学習指導要領(平成 21 年文部科学省告示第 34 号)によるものとし、平成 30 年文部科学省告示第 172 号(平成 31 年 4 月 1 日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件。以下「高等学校特例告示」という。)第 2 項の(1)から(9)までの規定によるものとする事としたこと。その際、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「省令」という。)に示す福祉に属する科目として「福祉情報」を加えたこと。

イ 各教科の各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては、新高等部学習指導要領によることとしたこと。

③ 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 保健医療については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際、省令に示す保健医療に属する科目として「保健医療情報」を加えたこと。

イ 医療については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際、省令に示す医療に属する科目として「医療情報」を加えたこと。

ウ 理学療法については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際、省令に示す理学療法に属する科目として「理学療法管理学、理学療法臨床実習、理学療法情報」を加えたこと。

④ 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 印刷については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際、省令に示す印刷に属する科目として「印刷製版技術、DTP 技術、印刷情報技術、デジタル画像技術」を加えたこと。

イ 理容・美容については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際、省令に示す理容・美容に属する科目として「関係法規・制度、保健、化粧品化学、文化論、運営管理、理容・美容情報」を加えたこと。

ウ クリーニングについては、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。

エ 歯科技工については、新高等部学習指導要領によることとしたこと。その際、省令に示す歯科技工に属する科目として「歯科技工情報」を加えたこと。

⑤ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 各学科に共通する各教科及び主として専門学科において開設される各教科については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。

2 平成 32 年 4 月 1 日からの特例

(1) 総則

高等部における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新高等部学習指導要領第 1 章の規定のうち、特例告示において移行期間中に適用すべきものとしている事項を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

(2) 各教科等ごとの特例の概要等

① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 理学療法については、新高等部学習指導要領によることとしたこと。

② 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 従来の「道徳」を「特別の教科 道徳」に改め、新高等部学習指導要領によることとしたこと。

3 移行措置の適用対象

移行措置は、1 (2)①アに示す総合的な探究の時間、②アに示す高等学校特例告示第 2 項の(5)の規定及び④エに示す歯科技工に関する特例並びに 2 (2)①アに示す理学療法及び②アに示す特別の教科道徳に関する特例を除き、移行期間中に在籍する全ての生徒に適用すること。

1 (2)①アに示す総合的な探究の時間及び④エに示す歯科技工に関する特例については、平成 31 年 4 月 1 日以降に高等部に入学した生徒について適用すること。1 (2)②アに示す高等学校特例告示第 2 項の(5)の規定に関する特例については、平成 30 年 4 月 1 日以降に高等部に入学した生徒について適用すること。

2 (2)②アに示す理学療法及び特別の教科道徳に関する特例については、平成 32 年 4 月 1 日以降に高等部に入学した生徒について適用すること。

4 各教科等の学習指導上の留意事項

各教科等の指導に当たっては、1 から 3 までにより新高等部学習指導要領を踏まえた指導に十分配慮するとともに、特に次の事項に留意すること。

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

① 特例告示の内容に十分留意した指導計画を作成すること。

特に、移行期間中に新高等部学習指導要領の規定を適用することとされている事項については、新高等部学習指導要領の規定により、適切な指導が行われるようにすること。

② 移行期間中に新高等部学習指導要領によることができるとされている教科において、

実際に新高等部学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、十分な授業時数を確保して指導が行われるようにすること。

(2) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ① 「高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」（平成 30 年 8 月 31 日付け 30 文科初第 727 号文部科学事務次官通知。以下「高等学校移行措置等通知」）の 4 の (3) から (6) までの規定に準ずる。

5 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に新高等部学習指導要領の規定を適用する部分（第 3 章特別の教科道徳を除く。）を含め、現行高等部学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。

特別の教科道徳については、追って別途通知する予定であること。

第 3 留意事項

1 特別支援学校教諭等免許状の早期取得促進

平成 27 年 12 月の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」において、平成 32 年までにおおむね全ての特別支援学校教員が当該学校教諭等免許状を保有することを目指すこととされたことを踏まえ、特別支援学校教諭等免許状保有者の特別支援学校への採用・配置、同免許状を保有しない特別支援学校教員に対する免許法認定講習の受講促進など、計画的な同免許状保有率向上の取組を進め、特別支援学校教員の専門性向上に引き続き努めること。

2 新高等部学習指導要領の実施に必要な諸条件の整備

答申において指摘されているとおり、新高等部学習指導要領の実現のためには、これからの学校教育の在り方に関わる諸改革との連携を図るとともに、教師の授業改善や子供と向き合う時間を確保し、教師一人一人が力を発揮できるようにする必要があること。

具体的には、平成 29 年 4 月から施行されている教育公務員特例法等の改正を踏まえ、教員養成・採用・研修を一体として、教師の資質・能力の向上を図ること。教職員の業務の見直しや部活動の運営の適正化などによる業務の適正化を図ること。学校図書館の充実や指導体制、学校施設・設備、ICT 環境の整備など教材や教育環境の整備・充実を図ること。

特に、特別支援学校において教室不足が生じている状況を踏まえ、各設置者において、その解消計画を策定・更新するとともに、新設校の設置、校舎の増築、分校・分教室による対応、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等により、引き続き教室不足解消のための取組を進めること。

3 新高等部学習指導要領の周知・徹底

新高等部学習指導要領の理念を各学校において実現するためには、各学校の教職員が新高等部学習指導要領の理念や内容についての理解を深める必要がある。このため、文部科学省としては、平成 30 年度、平成 31 年度に新高等部学習指導要領に関する説明会を開催するなど、

周知・徹底を図ることとしており、各教育委員会等においても、新高等部学習指導要領等に関する研修会を開催し、教職員への周知・徹底を図ると共に、例えば、地域の教員養成大学と意見交換を行う際に、その概要を共有するなど、各教育委員会等の実態に応じて高等教育関係者への情報共有や周知の取組を工夫されたいこと。

また、新高等部学習指導要領は大綱的な基準であることから、その記述の意味や解釈などの詳細については、文部科学省が作成・公表する新高等部学習指導要領解説において説明することを予定している。このため、新高等部学習指導要領解説を活用して、教職員が新高等部学習指導要領についての理解を深められるよう周知・徹底を図ること。

4 家庭・地域との連携・協働の推進

学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の企業や団体等の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。

本件担当：
文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）
初等中等教育局 特別支援教育課（内線 2003）

60. 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）周知資料（平成28年4月）
URL https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf

はじめに

文部科学省では、平成27年4月30日に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知しました。その背景は以下のとおりです。

性同一性障害に関しては社会生活上様々な問題を抱えている状況であり、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するため、平成15年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「法」という。）が議員立法により制定されました。また、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会的関心も高まり、その対応が求められるようになってきました。

こうした中、文部科学省では、平成22年、「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」を導出し、性同一性障害に係る児童生徒については、その心情的に十分配慮した対応を要請してきました。また、平成26年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し、様々な配慮の実例を整理してきました。

このような経緯の下、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の準備に当たっては、具体的な配慮事項等を下記のとおりとりました。また、この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。これらについては、「自認総合対策大綱」*（平成24年8月28日閣議決定）を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です。

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」[平成27年4月30日児童生徒保護官通知]

通知の発出から約1年が経過したこの間に、通知に基づく対応の在り方について、学校や教育委員会等から質問も寄せられました。

このよゆう状況を踏まえ、このたび、学校における性同一性障害に係る児童生徒の状況や、学校等からの質問に対する回答をQ&A形式にとりまとめました。

本資料が、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等についての教職員の理解に資するよう活用されることを期してまいります。

*「自認総合対策大綱」(平成24年8月28日閣議決定)においては、「自認意識の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについては、偏見や差別意識がその背景にある社会的要因の一つであると考えて、教職員の理解を促進する。」とされています。



性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について （教職員向け）



文部科学省

1. 用語について

性同一性障害とは、生物学的な性と性別に関する自己意識(以下、「性自認」と言う。)が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされます。

このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要となる場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。

※「性自認」と「性的指向」は異なるものであり、対応に当たって混同しないことが必要です。性的指向とは、恋愛対象が誰であるかを示す概念とされています。

「人権の保護(平成27年度版)」(法務省人権擁護局)では、性同一性障害の人々は「社会の中で偏見の目にさらされ、異性を妨げられたりなどの差別を受けてきました」とされています。また、性的指向が同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛の人々についても「少数派であるがために正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です」とされています。

Sexual Orientation(性的指向)とGender Identity(性自認)の英語の頭文字をとった「SOGII」との表現もあります。

まずは教職員が、偏見等をなくし理解を深めることが必要です。

2. 性同一性障害に係る取組の経緯

平成15年

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の成立(平成16年7月施行)

定義、性別の取扱いの変更の審判及びそれを受けた者に関する法令上の取扱いなどを規定しています。

● 以下のすべての要件の下、性別の取扱いの変更の審判を行えること

- 一. 二十歳以上であること。
- 二. 現に婚姻をしていないこと。
- 三. 現に未成年の子がないこと。(※平成20年に「現に子がいないこと」から改正)
- 四. 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五. その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

● 性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い

事務連絡「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」(発行)

平成22年

平成26年

学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の実施

性同一性障害に関する教育相談等があったとして、**606件**の報告がありました。
※児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととして、学校が把握している事例を任意で回答いただいた件数。

平成27年

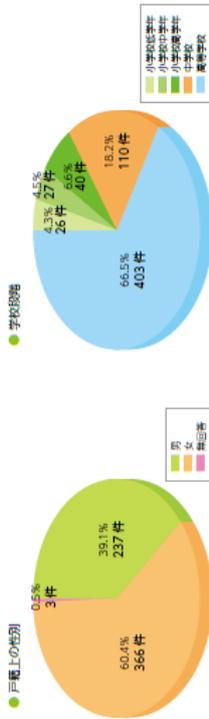
「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)を策定

性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援など具体的事項をとりまとめました。

3. 学校における性同一性障害に係る対応に関する現状

※文科部科学者「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について」(平成26年6月公表)に基づく

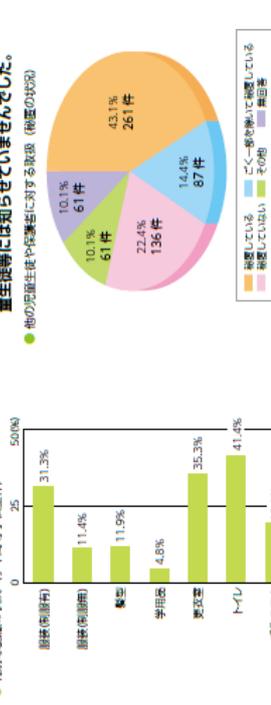
(1) 学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の結果、全国から606件の報告がありました。



※当該調査では、児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととして、学校が把握している事例を任意で回答いただいた件数を、戸上の性別、年齢別の割合、性別別の割合、性同一性障害に係る対応に関する状況調査について(平成26年6月公表)に基づいて算出している。

(2) 全国の学校において、服装、トイレ、宿泊研修等に関し個別対応がなされていました。

● 性別を配慮した対応(小・中高等学校全体)



(4) 性同一性障害としての診断を有する児童生徒は、学校段階が上がるにつれ増えますが、全体として見れば診断を有しない者の方が多い状況でした。



4. 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)(抄)

(1) 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

① 学校における支援体制について

- 性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談(入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。)を受けた者だけでなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会(校内)やケース会議(校外)等」を随時開催しながら対応を進めること。 
- 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の間で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。 

② 医療機関との連携について

- 医療機関による診断や処置は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっていないとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判断としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。
- 我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられること。 
- 医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に開示しない範囲で一般的な助言を授けることは考えられること。 

③ 学校生活の各場面での支援について

- 全国の学校では学校生活での各場面における支援として別紙(※)に示すような取組が行われているところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考とされたいこと。

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)
更衣室	保護室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す 自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性) 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

(※)「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実践等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)の別紙より

- 学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること。 
- 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じて様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々々の児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- 他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。
- 医療機関を介して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能であること。

④卒業証明書等について

- 指導要領の記載については卒業簿の記載に基づき行いつつ、卒業簿に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。



⑤当事者である児童生徒の保護者との関係について

- 保護者が、その子供の性別に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進める必要があること。保護者が受容していない場合であっても、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられること。

⑥教育委員会等による支援について

- 教職員の資質向上の取組としては、人材教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修等の活用が考えられること。また、学校の管理職についても研修等を通じ適切な理解を進めるとともに、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性別同一性障害等を取り上げることが重要であること。
- 性別同一性障害に係る児童生徒やその保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じ医療機関等とも相談しつつ、「サポートチーム」の設置等の適切な助言等を行っていくこと。

⑦その他留意点について

- 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があること。

(2)性別同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。



- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性別同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。

- 性別同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性別同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性別同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり臆慮(やゆ)したりしないこと等が考えられること。

- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

5. 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成 27 年 4 月 30 日児童生徒課長通知) 等に係る Q & A

Q1 小・中・高等学校の学校段階で診断の有無に違いが生じる理由は何ですか。

性別に関する違和感には強弱があり、成長に従い消えることも含め、発露があり得るとされます。また、性自認と性的指向とのいずれの違和感であるかを該当する児童生徒が明確に自覚していない場合があることも指摘されています。

このようなことを踏まえ、関係学会のガイドラインは、特に15歳未満については診断に慎重な判断が必要としており、性同一性障害の可能性が高い場合でもあえて診断が行われない場合もあるとされます。このことが、学校段階によって診断の有無の違いが生じている理由と考えられます。

なお、通知では、診断がなされない場合であっても、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能としています。

Q2 学校内外のサポートチームのメンバーはどのような者を想定していますか。

既に対応を進めている学校の現場では、学校内のサポートチームには、相談を受けた者、管理職、学級・ホームルーム担任、養護教諭、学校医、スクールカウンセラーなどが含まれています。学校外のチームには、教育委員会、医療機関の担当者などが含まれています。また、進学先の学校の教職員、スクールソーシャルワーカーのほか、児童福祉を担当する児童相談所や市町村担当部署の担当者との連携を図ることも考えられます。

Q3 「サポートチーム」「支援委員会」「ケース会議」の違いは何ですか。

「サポートチーム」は性同一性障害に係る児童生徒を校内外の構成員によって支援する組織、「支援委員会」は校内の構成員によって機動的に開催する会議、「ケース会議」は校外の医療従事者等に意見を求める際に開催する会議を想定しています。

Q4 サポートチームは生徒指導等に関する既存の組織・会議の活用でも良いのでしょうか。新たな組織・会議を設置する必要がありますか。

通知のサポートチームの役割は、生徒指導等に関する既存の組織・会議と重なる部分もあり、それらを活用することは考えられます。

なお、性同一性障害に係る児童生徒の支援は、個別の事案に応じ、児童生徒の心構等に配慮した対応を行うことが必要であることには留意が必要です。

Q5 対応以前の課題として、学校として性同一性障害に係る児童生徒をどのように把握すれば良いのでしょうか。学校としてアンケート調査などを行い積極的に把握すべきなのですか。

性同一性障害に係る児童生徒やその保護者は、性自認等について、他の児童生徒だけでなく、教職員に対しても秘匿しておきたい場合があります。また、自ら明らかにする準備が整っていない児童生徒に対し、一方的な調査や確認が行われると、当該児童生徒は自分の尊厳が侵害されている印象をもつおそれもあります。

このようなことを踏まえ、教育上の配慮の観点からは、申出がない状況で具体的な調査を行う必要はないと考えられます。学校においては、教職員が正しい知識を持ち、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。

Q6 他の児童生徒に対し、秘匿しながら対応している事例はありますか。

平成26年の文部科学省の調査では、約6割の児童生徒が他の児童生徒や保護者に知らせておらず、その中には、秘匿したまま学校として可能な対応を進めている事例もありました。

なお、通知では、他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があるとしています。

Q7 関係学会等が提供する情報を得るにはどうしたら良いですか。

現在、性同一性障害に係る専門的な助言等を行える医療機関として、GID学会のホームページにおいて「性同一性障害診療に関するメンタルヘルス専門職の所属施設」(平成27年2月24日付)が公開されています。

(参考URL) <http://www.okayama-u.ac.jp/user/jsgid/>

また、都道府県の精神保健福祉センターでは、性同一性障害の相談を受けており、専門機関等、必要な情報に結びつくように努めています。こういった機関と連携を図ることも考えられます。

Q8 医療機関との連携について記載がありますが、性同一性障害と認められる児童生徒がいた場合、本人の意向に関わらず、医療機関の診断を受けるようすすめた方が良いのでしょうか。

医療機関との連携は、学校が必要な支援を検討する際、専門的知見を得られる重要な機会となります。他方、最終的に医療機関を受診するかどうかは、性同一性障害に係る児童生徒本人やその保護者が判断することです。

このため、児童生徒やその保護者が受診を希望しない場合は、その判断を尊重しつつ、学校としては具体的な個人情報に開示しない範囲での一般的な助言などを専門の医療機関に求めることが考えられます。

Q9

性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡についてはどのように考えれば良いのですか。

A

性同一性障害に係る児童生徒への対応は重要ですが、その対応に当たっては、他の児童生徒への配慮も必要です。例えば、トイレの使用について、職員用トイレの使用を認めるなど、他の児童生徒や保護者にも配慮した対応を行っている例があります。

このように、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒や保護者への配慮の均衡を取りながら支援を進めることが重要です。

Q10

健康診断の実施に当たっては、どのような配慮が考えられますか。

A

通知は、「学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること」としてしています。

健康診断に当たっても、本人等の意向を踏まえた上で、養護教諭は学校医と相談しつつ個別に実施することが考えられます。

Q11

卒業後に法に基づき戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合、指導要録の変更等が必要がありますか。

A

通知は、「指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行い、卒業後に法に基づき戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること」としており、指導要録の変更は想定していません。

Q12

性自認や性的指向について当事者の団体から学校における講話の実施の申し出があった場合等、こうした主題に係る学校教育での扱いをどのように考えるべきですか。

A

一般論として、性に関することを学校教育の中で扱う場合は、児童生徒の発達段階を踏まえることや、教育の内容について学校全体で共通理解を図るとともに保護者の理解を得ること、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておく等計画性をもって実施すること等が求められるところであり、適切な対応が必要です。

他者の痛みや感情に受容できる想像力等を育む人権教育等の一環として、性自認や性的指向について取り上げられることも考えられますが、その場合、特に義務教育段階における児童生徒の発達の段階を踏まえた影響等についての慎重な配慮を含め、上記の性に関する教育の基本的な考え方や教育の中立性の確保に十分お注意を払い、指導の目的や内容、取扱いの方法等を適切なものとしていくことが必要です。

担当 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 課長 堀内 幸治
兵庫県立大学健康学部社会福祉学系 准教授 中條 新也
岡山大学大学院健康科学研究科 准教授 日高 義晴
筑波大学健康科学研究科 准教授 日高 義晴

事 務 連 絡
令和元年11月13日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特区区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

心のバリアフリーノートについて

文部科学省では、平成 29 年 2 月にユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議においてまとめられた「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を踏まえ、児童生徒が様々な心身の特性や考え方をもつ全ての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」に関する理解を深めることができるよう、令和元年 10 月に、「心のバリアフリーノート」を作成し、下記のとおり、文部科学省 HP に掲載しました。

各学校においては、児童生徒が「心のバリアフリー」に関する理解を深めるための指導の一助として御活用いただきますようお願いいたします。

このことについては、各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校（小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校等をいう。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校事務主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人に対し、各都道府県私立学校事務主管課におかれては、その管下の学校に対し、各地方公共団体株式会社立学校事務主管課におかれては、その主管に係る学校に対し、御周知いただきますようお願いいたします。

なお、各学校においては、適宜、文部科学省 HP よりダウンロードしていただきご活用いただければと存じますが、ご参考までに別添のとおり、一部お送りさせていただきます。

記

- ・心のバリアフリーノート 小学校用
- ・心のバリアフリーノート 小学校用 指導上の留意点
- ・心のバリアフリーノート 中高生用
- ・心のバリアフリーノート 中高生用 指導上の留意点

(文部科学省 HP トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 学習指導要領 「生きる力」
> 授業改善のための参考資料 > 各教科等に関する教材や資料集等のウェブサイトについて)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1394142.htm

【本件担当】

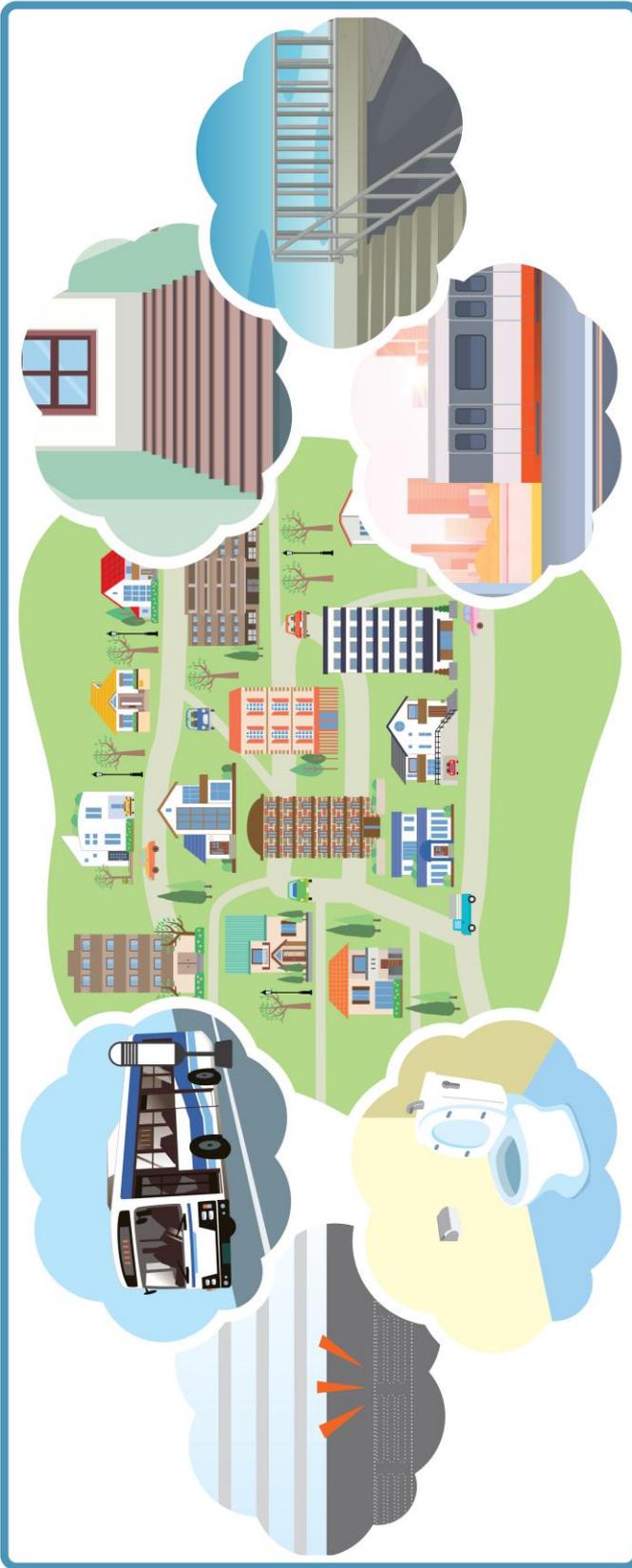
文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程第一係（梶濱、加藤、日野）
T E L : 03-5253-4111（内線 2903）
F A X : 03-6734-3734
E-mail : kyoiku@mext.go.jp

※リンク先については、「教職課程認定の手引き（別冊）」への収録に伴い、初等中等教育局教育教育職員政策課において修正済です。

また、次頁より、「心のバリアフリーノート 中高生用」を掲載しております。



街には様々な人がいます。あれ…困っている人がいるかもしれません。



バリア

バリアって何だろう？

Text input area for the question "バリアって何だろう？"

なバリア

なバリア

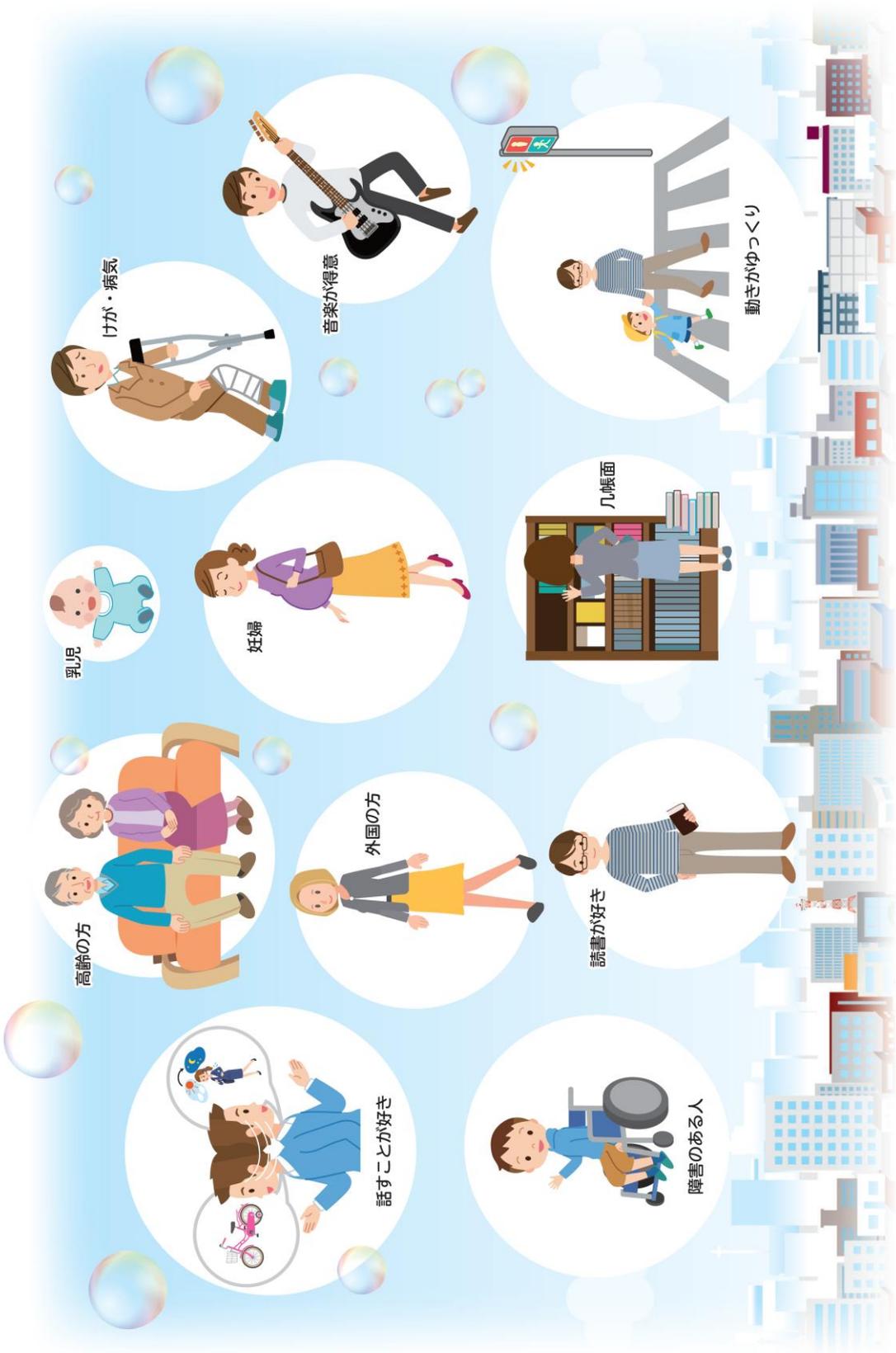
 あなたの身近にどのようなバリアがありますか？
それに対して何ができそうですか？

Text input area for the question "あなたの身近にどのようなバリアがありますか？"

から

Text input area for the question "それに対して何ができそうですか？"

多様な人々が共生する社会



バリアフリー

バリアフリーの「バリア」とは、英語で障壁（かべ）という意味です。つまりバリアフリーとは人々が移動するときに障壁になっているバリアをなくすことです。

物理的なバリア

出入り口や通路に段差がある 等

電車やバスなどの公共交通機関、道路や建物などで、利用する人に不便さを感じさせる物理的なバリアのことです。

例えば



▶ 点字ブロックの上にある自転車

▶ 建物までの段差

▶ 座ったままでは届かない位置にあるもの

文化・情報面でのバリア

目の不自由な人のための音声案内が出ない 等

情報の伝え方が十分でないために、必要な情報が平等に得られないバリアのことです。

例えば



▶ 音声のみによるアナウンス

▶ 点字・手話通訳のない講習会

▶ 分かりにくい案内や難しい言葉

制度的なバリア

障害を理由に就職の試験が受けられない 等

社会のルールや制度によって、その人が持っている力を出すことができず機会をうばわれているバリアのことです。



▶ 障害による困難さがあることを理由に、学校の入試、就職や資格試験などの受験や免許などを与えることを制限する。

意識上のバリア

「かわいそうだから」と特別扱いする 等

心ない言葉、偏見や差別、無関心など、困難さがある人を受け入れられないバリアのことです。

例えば



▶ 障害がある人に対する理解がなく、変な目で見たりかわいそうな存在だと決めつけたりすること。

▶ 点字ブロックがあることに興味がなく、その上に立ったり物を置いたりすること。

「ハートビル法（1994年）」「交通バリアフリー法（2000年）」が統合して2006年に「バリアフリー新法」が制定されました。

高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者）、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進します。また、バリアフリー化のためのソフト施策も充実します。

ユニバーサルデザイン(UD)

年齢・障害の有無、能力にかかわらず、できる限りのすべての人が使いやすいように情報・施設・製品・環境などをデザインすること。
バリアフリーより一歩進んだ考え方。

ユニバーサルデザインには「7つの原則」という目標があるんだよ。



自動ドア



多機能トイレ



絵文字ピクトグラム



音響時間・表示信号機



点字のついた飲料

ノーマライゼーション

高齢者や障害のある人を特別扱いせず、一般の人々と同様に、地域の中でもともに暮らせる社会づくりを目指す考え方。社会福祉理念の一つ。

ポッチャ

目標とする白いボールに、赤・青それぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競います。



【ユニバーサルスポーツ】

高齢になっても障害があっても、大人でも子どもでも、みんなが一緒に参加し、活動できるスポーツ。
 例：ポッチャ、ブラインドサッカー、卓球バレー

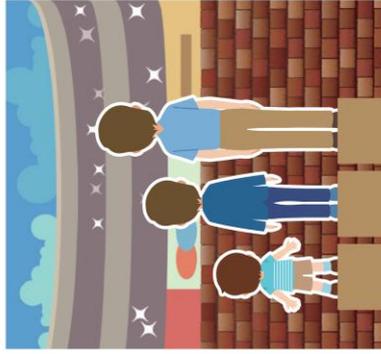
障害のある人も高齢者も社会の中で活躍できる社会を目指します。
 → 障害者雇用促進法
 シルバー人材

合理的配慮

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。



この絵を見て
 あなたはどうか考えますか？



考えたこと

心のバリアを体感してみましょう

(A) 次の場面の会話についてどう感じますか。



男性：どうぞ、お座りください。

女性：まあ、ご丁寧に。ありがとうございます。

(B) では、同じ場面でこんな会話だったらどう感じますか。



男性：どうぞ、お座りください。

女性：いえ、結構です。

(A) (B) 両方の場面を比べて、どちらの会話のほうがよいと思いますか。その理由も考えてください。

(C) では、この女性について考えてみましょう。

(A) (B) の会話の内容は、今は考えず、この絵の女性に集中してください。あなたは、この絵の女性は何に困っていると思いますか。その理由も考えてください。



(D) それでは、もう一度この女性を見てください。今からこの女性の紹介をします。



この女性は、高齢者です。膝と腰を曲げて立っているのですが、つらいときがあります。しかし、一度座ると次に立つ時に、とても時間がかかってしまいます。今日は次の駅にある娘さんのお家に行く途中です。この駅は降りる人が多いので、いつも降りられるかどうか不安を抱えながら電車に乗っています。娘さんには2歳になる男の子がいて、その子に会うのがこの女性の何よりの楽しみです。

(E) これでこの女性のことが少しわかりましたね。それでは、もう一度 (B) の会話に戻り、あなたが先ほど書いたことを見直してください。

先ほど書いたことと、今自分が感じていることに何か違いがありますか。その違いの原因は何でしょうか。

ここまでで何か気がつきましたか。クラスで気がついたことを話し合ってみましょう。話し合いの中で、新しい発見があればメモを取っておきましょう。

(F) では、この女性のことを考えながら、次の会話を続けてください。



男性：どうぞ、お座りください。

女性：いえ、結構です。

男性：()

女性：()

※続けられるならこの後も続けて考えてみてください。

振り返り

「心のバリア」とは何か、を中心に考えて、今日の振り返りをしてみましょう。

から

「心のバリア」について一言お願いいたします。

「すべての人の社会参加」を考えてみましょう。

ワークシート

年 組 番 名前

今回は、「『すべての人の社会参加』を考えてみましょう。」という授業をします。授業の準備として、以下のことに取り組んでみましょう。

- ① 「障害の社会モデル」
次の授業には「障害の社会モデル」という言葉が出てきます。この言葉の意味について説明します。
・障害は「社会的な差別や不平等」によってもたらされるものであり、「社会やまわりの環境の問題」であるという考え方。
・障害のあるなしにかかわらず、だれもが安心して生活できるために、「変わらなくてはいけないのは個人ではなく社会」という考え方。
- ② 自分の今までの体験・経験の中で、見聞きした「社会（学校も含む）で困っていた人々の様子」を記入して下さい。（どんな場面で、どんな出来事だったのかを具体的に書きましょう。）

- ③ その時に、あなたが感じた「社会やまわりの環境の問題」はどんなことだったでしょうか。

- ④ 授業の振り返り

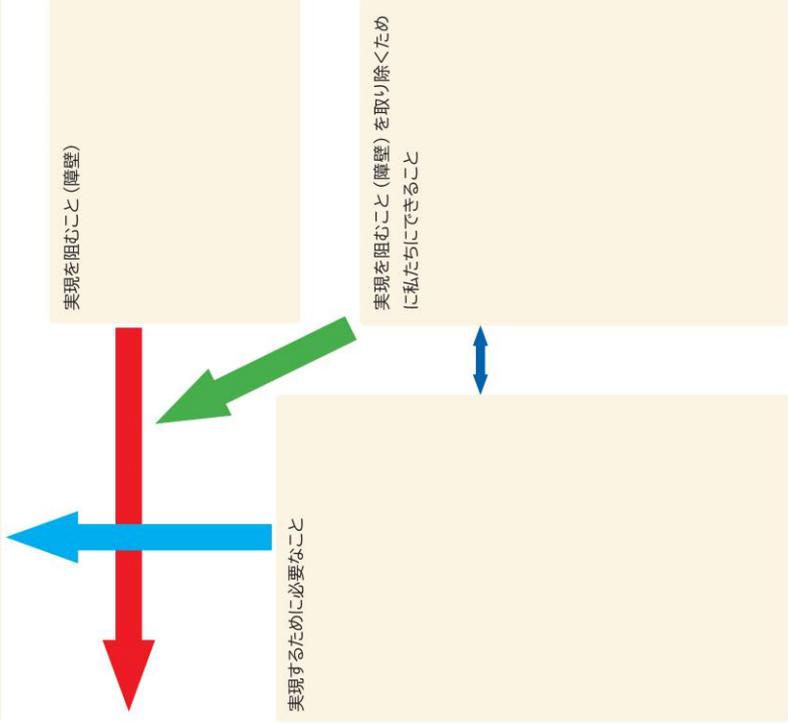
から

「すべての人の社会参加」を考えてみましょう。

グループワーク用まとめシート

年 組 番 名前

すべての人の社会参加
テーマ「 」



心のバリアフリー

様々な心身の特性を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

【生徒・理解編】ワークシート

実践のポイント
見方や考え方の幅を広げる

年 組 番 名前

見えるのに見えていない…。あなたは、どうでしょう。

ワーク
①



両者の間には障壁があるか？



「それって何だろう？」

障壁となりそうなことを書いてみよう

✓ 障壁 (バリア) 1 (環境に関わること)

✓ 障壁 (バリア) 2 (相手に関わること)

✓ 障壁 (バリア) 3 (自分に関わること)

✓ 障壁 (バリア) 4 () (に関わること)

【生徒・理解編】ワークシート

ワーク
②

年 組 番 名前

両者の間には障壁か？



「それって何だろう？」

障壁となりそうなことを書いてみよう

✓ 障壁 (バリア) 1 (環境に関わること)

✓ 障壁 (バリア) 2 (相手に関わること)

✓ 障壁 (バリア) 3 (自分に関わること)

✓ 障壁 (バリア) 4 () (に関わること)